

令和 7 年度  
長野県雪害予防実施計画

長　野　県

# 目 次

1 計画作成の目的	1
2 3か月予報の解説	2
3 雪に関する気象予報及び警報等の発表基準と県における伝達系統	7
4 防災体制の確立	10
5 道路交通の確保	11
(1) 長野国道事務所の防雪体制	11
(2) 飯田国道事務所の防雪体制	18
(3) 東日本高速道路株式会社の防雪体制	26
(4) 中日本高速道路株式会社の防雪体制	28
(5) 県(建設部)の除雪体制	30
6 鉄道の運行確保	39
(1) 東日本旅客鉄道株式会社長野支社の運行確保	39
(2) 長野電鉄株式会社の運行確保	41
(3) しなの鉄道株式会社の運行確保	42
7 バスの運行確保	43
(1) 長電バス株式会社の運行確保	43
(2) アルピコ交通株式会社の運行確保	44
8 電力の確保	45
9 通信の確保	46
10 豪雪地帯の防災対策	47
11 豪雪地帯の福祉対策	48
12 豪雪地帯の医療対策	49
13 豪雪地帯の農作物対策	50
14 豪雪地帯の森林・林業対策	51
(1) 中部森林管理局の対策	51
(2) 県(林務部)の対策	52
15 雪崩対策等	53
16 建築物に対する豪雪対策	55
17 豪雪地帯の授業確保及び文化財保護等	56
18 県警察の豪雪等災害対策	58

## 【参 考】

1 長野県雪対策連絡会議設置要綱	61
2 雪に関する情報の提供先一覧	63

## 1 計画作成の目的

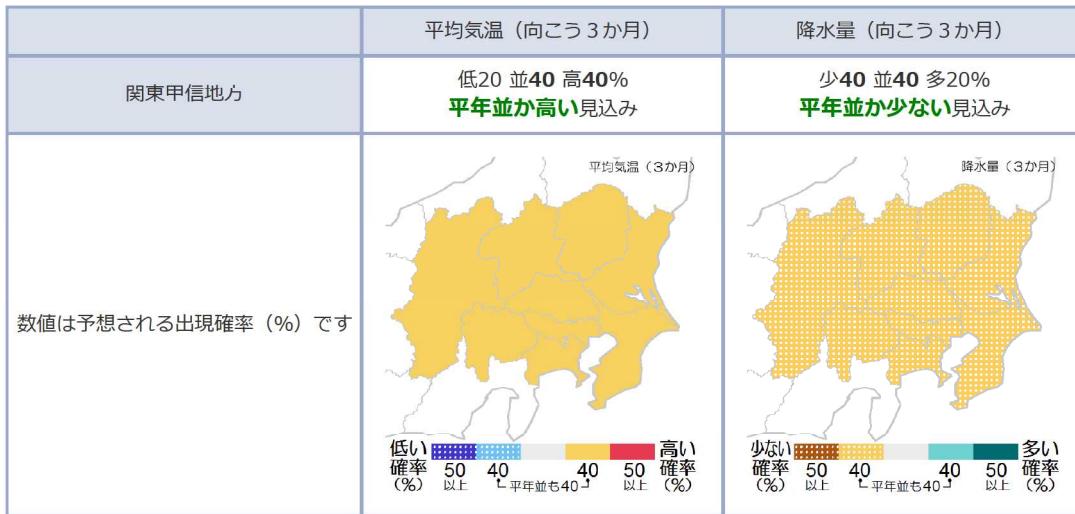
長野県雪害予防実施計画は、長野県地域防災計画及び第八次長野県総合雪対策計画に基づき、県、市町村及びその他ライフライン関係機関が相互に連絡・調整しあって本計画を円滑に推進し、雪害による地域経済活動の停滞防止及び県民の生活環境の維持向上を目的として作成するものです。

## 向こう3か月の天候の見通し 関東甲信地方（11月～1月）

### 予報のポイント

- 期間のはじめを中心に、暖かい空気に覆われやすい時期があるため、向こう3か月の気温は平年並か高いでしょう。
- 向こう3か月の降水量は、低気圧の影響を受けにくい時期があるため、平年並か少ないでしょう。

### 向こう3か月の平均気温・降水量

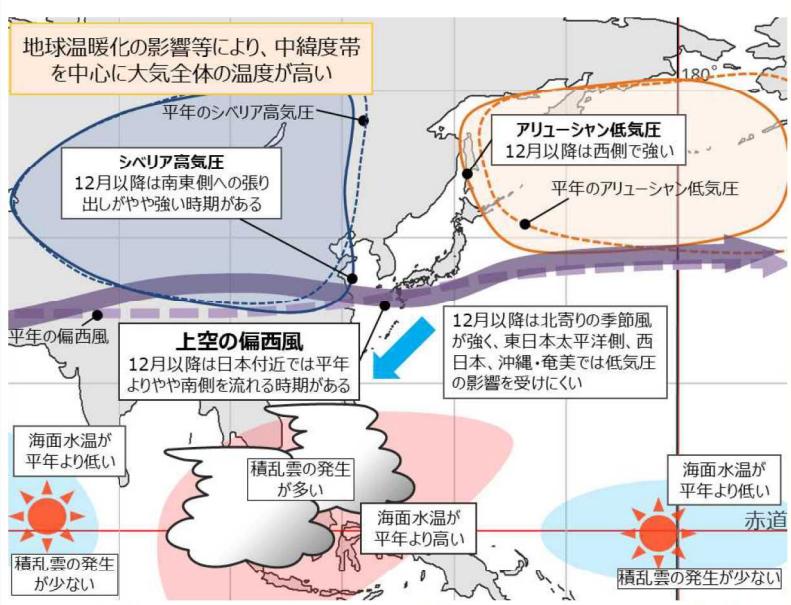


季節予報は、予測の確からしさに応じて、気温や降水量などを「低い（少ない）、平年並、高い（多い）」となる確率で表しています。

「平年並」がどの程度の値になるのかについては、参考資料（<https://www.data.jma.go.jp/cpd/longfcst/sankou/kanto3.html>）をご覧ください。  
文章による解説については、確率の大きさに応じた言葉で表現しています。詳しくは本資料末尾の「[参考（確率予報の解説）](#)」をご覧ください。

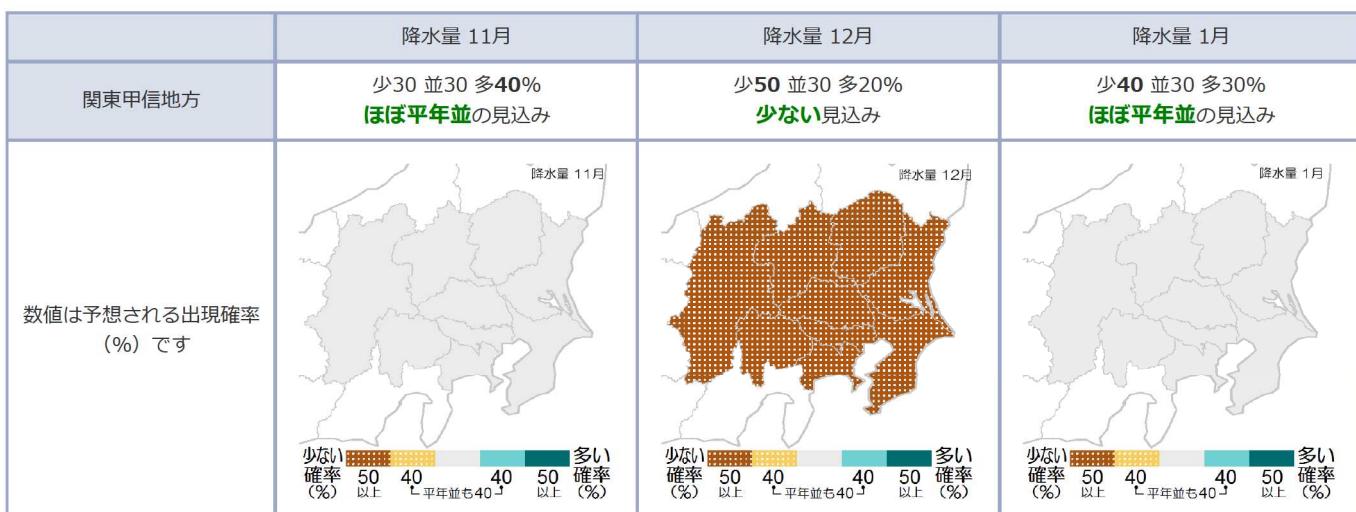
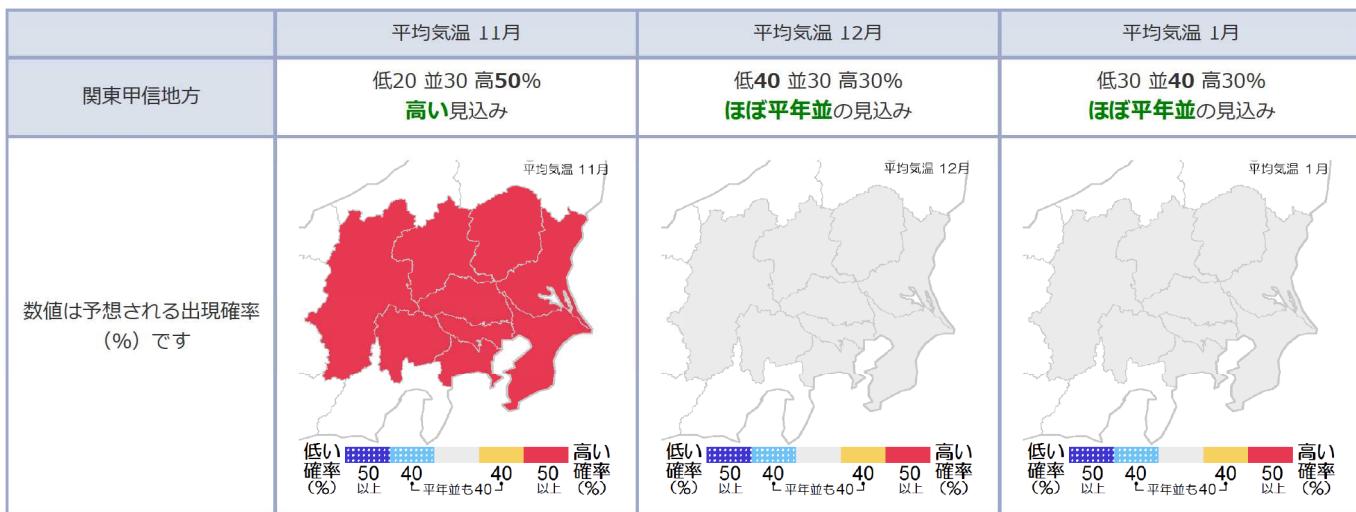
### 予想される海洋と大気の特徴

- 地球温暖化の影響等により、中緯度帯を中心の大気全体の温度が高いでしょう。
- ラニーニャ現象に近い状態が続く可能性が高く、海面水温は太平洋赤道域の中部から東部で低い一方、太平洋熱帯域の西部で高い見込みです。また、インド洋熱帯域では東部で高く、西部で低いでしょう。このため、積乱雲の発生はインド洋西部と太平洋赤道域の日付変更線付近で少ない一方、インド洋東部からフィリピン付近で多いでしょう。
- これらの影響により、上空の偏西風はユーラシア大陸で北に蛇行し、12月以降は日本付近で南に蛇行して平年よりやや南側を流れる時期があるでしょう。シベリア高気圧は南東側への張り出しがやや強い時期があり、アリューシャン低気圧は西側で強いでしょう。
- これらのことから、12月以降は、冬型の気圧配置が強まる時期があり、東日本太平洋側から沖縄・奄美では、低気圧の影響を受けにくいでしょう。また、北日本では低気圧の影響をやや受けやすい時期があるでしょう。



11月	• 平年と同様に晴れの日が多いでしょう。
12月	• 低気圧の影響を受けにくいため、平年に比べ晴れの日が多いでしょう。
1月	• 平年と同様に晴れの日が多いでしょう。

## 月別の平均気温・降水量

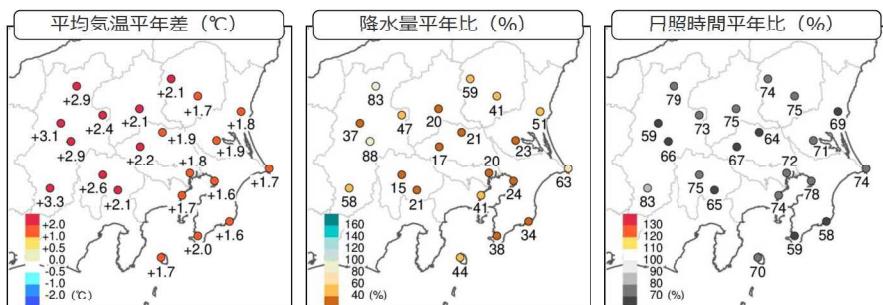


## 補足事項

最新の1か月予報もあわせてご利用ください。

新しい予測資料を踏まえ寒候期の天候について検討しましたが、9月22日に発表した寒候期予報の内容に変更はありません。

- 低気圧や前線、台風による暖かく湿った空気の流れ込みにより、気温は平年を大きく上回りました。雲が広がりやすく日照時間は平年を大きく下回りましたが、降水の影響を受けなかった地域が多く、降水量は平年を下回りました。
- 台風第22号と第23号の影響を受けた伊豆諸島では、線状降水帯が発生し、9日に大雨特別警報が発表されました。特に八丈島では、日降水量が337.5mmを観測するなど、記録的な大雨となりました。



(実況) 10/1~10/19	平均気温平年差	降水量平年比	日照時間平年比
関東甲信地方	+2.1°C	40%	70%

これらの図において、値に「[]」が付く場合は元となるデータの一部に欠測等が含まれていることを示しています。  
また、「x」となる場合は欠測等により、「//」となる場合は平年値がない等により、値が求められないことを示しています。

## 参考

### 確率予報の解説（ここでは確率予報を次のような言葉で解説しています）

出現確率（低い（少ない）：平年並：高い（多い））	解説
高い（多い）確率が50%以上	高い（多い）見込み
(20 : 40 : 40)	平年並か高い（多い）見込み
平年並の確率が50%以上	平年並の見込み
(40 : 30 : 30) (30 : 40 : 30) (30 : 30 : 40)	ほぼ平年並の見込み
(40 : 40 : 20)	平年並か低い（少ない）見込み
低い（少ない）確率が50%以上	低い（少ない）見込み

気温・降水量・日照時間等の平年値につきましては、次のページをご覧ください。

<https://www.data.jma.go.jp/cpd/longfcst/sankou/kanto3.html>



天気日数（晴れ日数及び降水日数）の平年値につきましては、次のページをご覧ください。

<https://www.data.jma.go.jp/cpd/longfcst/kaisetsu/tenkinssuu/tenkinssuu.html>



## 寒候期における雪日数など（長野）

過去10年間の雪日数（対象期間：前年の10月～当年の4月）

年	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
日 数	60	76	73	75	73	61	74	62	73	83

初終日の最早・最晩（上段の日付は実際に観測された西暦年、下段の（）内は統計期間）

	初日の最早	初日の最晩	終日の最早	終日の最晩
霜 (寒候年)	1963年10月4日 (1890～2025)	2011年11月18日 (1890～2025)	1964年3月30日 (1890～2019)	1981年5月31日 (1890～2019)
雪 (寒候年)	2020年11月11日 (2020～2026)	2022年12月2日 (2020～2026)	2024年3月27日 (2019～2026)	2019年4月27日 (2019～2026)
結氷 (寒候年)	1973年10月16日 (1925～2025)	1999年11月20日 (1925～2025)	1992年3月27日 (1926～2019)	1941年5月15日 (1926～2019)
積雪 (1cm以上) (寒候年)	1921年11月5日 (1892～2026)	1980年1月5日 (1892～2026)	2023年2月22日 (1892～2026)	1926年4月27日 (1892～2026)

※目視観測自動化に伴う変更点について（2019年2月1日より機械による観測に変更）

- ・霜および結氷の終日の統計は終了しました。
- ・雪の初終日最早・最晩は統計が切断となります。  
(2019年度の資料から自動（機械）による観測での初終日の最早・最晩になります。)
- ・積雪の初終日最早・最晩は積雪1cm以上で統計を行い、積雪0cm以上は統計切断となっています。

※気象庁では令和7年度の冬のシーズンから、初霜・初氷の目視観測を終了しています。

県内気象官署の気象記録（2024.11～2025.4）

項目	長野	松本	飯田	軽井沢	諏訪
真冬日日数	2 (平年5.2)	0 (平年2.1)	0 (平年1.0)	8 (平年16.2)	0 (平年4.5)
平均気温	11月	9.3 (+1.4)	8.9 (+1.1)	10.4 (+1.8)	5.7 (+0.9)
	12月	1.7 (-0.6)	2.8 (+0.3)	3.1 (-0.3)	-0.5 (+0.0)
	1月	0.8 (+1.2)	1.2 (+1.5)	1.3 (+0.3)	-2.2 (+1.1)
	2月	-0.2 (-0.6)	0.3 (-0.3)	0.9 (-1.4)	-3.2 (-0.6)
	3月	5.8 (+1.5)	6.0 (+1.4)	7.1 (+1.0)	2.3 (+1.2)

※真冬日日数の（）内の数値は年間日数の平年値（1991年～2020年の30年間の平均値）です。

※平均気温の（）内の数値は月の平年値との差です。

## 月最深積雪の順位

(長野)

(1892.11~2025.4)

月 順	11	12	1	2	3	4
1位	45 cm 1951年 28日	80 cm 1946年 11日	60 cm 1963年 8日	71 cm 1945年 26日	54 cm 1901年 4日	26 cm 1907年 1日
2位	31 cm 1904年 7日	49 cm 1980年 15日	57 cm 1918年 27日	70 cm 2014年 16日	45 cm 1984年 1日	24 cm 1923年 6日
3位	23 cm 1938年 13日	44 cm 1926年 24日	51 cm 1945年 26日	58 cm 1936年 5日	42 cm 1945年 1日	12 cm 1931年 7日
4位	19 cm 1970年 30日	44 cm 1919年 30日	50 cm 1998年 15日	56 cm 1984年 18日	41 cm 1906年 7日	11 cm 1956年 1日
5位	17 cm 1950年 29日	43 cm 1945年 19日	49 cm 2017年 17日	55 cm 1968年 16日	38 cm 1893年 3日	10 cm 1941年 1日
昨冬	- cm - 日	9 cm 14 日	4 cm 30 日*	27 cm 9 日	10 cm 19 日	- cm - 日

(飯山)

(1983.11~2025.4)

月 順	11	12	1	2	3	4
1位	32 cm 2007年 22日	203 cm 2005年 28日	255 cm 2006年 8日	257 cm 1984年 9日	248 cm 1984年 1日	162 cm 1984年 1日
2位	30 cm 1983年 27日	169 cm 1984年 29日	231 cm 1985年 7日	256 cm 2006年 5日	180 cm 1996年 5日	95 cm 2012年 1日
3位	9 cm 1993年 24日	143] cm 1985年 21日	228 cm 2012年 29日	242 cm 2012年 3日	178 cm 1995年 5日	84 cm 2006年 1日
昨冬	0 cm 日	81 cm 28 日	101 cm 31 日	161 cm 20 日	126 cm 7 日	19 cm 1 日

(白馬)

(1980.11~2025.4)

月 順	11	12	1	2	3	4
1位	66 cm 1988年26日	187] cm 1980年 28日	185] cm 1981年 4日	168] cm 1981年 4日	154] cm 1981年 6日	87 cm 1984年 1日
2位	35 cm 1983年 27日	142 cm 2005年24日	147 cm 2006年 4日	166 cm 1991年 20日	150 cm 1984年 12日	48 cm 2005年 1日
3位	32 cm 2002年 28日	103 cm 2007年 31日	136 cm 2002年 9日	153 cm 2005年 2日	133 cm 1991年 1日	44] cm 1981年 1日
昨冬	18 cm 30 日	68 cm 29 日	103 cm 15 日	121 cm 9 日	97 cm 5 日	0 cm 日

(大町)

(1981.11~2025.4)

月 順	11	12	1	2	3	4
1位	22 cm 2023年 18日	87 cm 2005年 24日	101 cm 2002年 29日	117 cm 1984年 28日	105 cm 1984年 1日	47 cm 1984年 1日
2位	17 cm 2002年 27日	70 cm 2014年 18日	83 cm 2006年 3日	101 cm 2002年 19日	61 cm 2003年 7日	28 cm 1986年 7日
3位	16 cm 2015年 27日	54 cm 2003年 21日	80 cm 2001年27日	94 cm 1991年 20日	60 cm 1996年 8日	19 cm 1988年 8日
昨冬	12 cm 30 日	33 cm 29 日	28 cm 1 日	42 cm 8 日	15 cm 5 日	0 cm 日

※長野（地方気象台）は積雪が「1 cm未満」の場合、「-」としています。

※1つの極値に対して期間内に起日が2日以上ある場合、最も新しい起日に\*を付加して表示します。

※]は、統計期間に欠測を含んでいることを意味しています。

### 3 雪に関する気象予報及び警報等の発表基準と 県における伝達系統

○長野地方気象台で発表する気象注意報及び警報（雪に関するもの）

#### 1. 注意報

種類	発表基準			
風雪（平均風速）	13m/s 雪を伴う			
大雪	一次細分区域	市町村等をまとめた地域		
	北 部	中野飯山地域	12時間降雪の深さ 25cm	
		長野地域	平地 12時間降雪の深さ 15cm	
		大北地域	山沿い 12時間降雪の深さ 20cm	
	中 部	上田地域	菅平周辺 12時間降雪の深さ 15cm 菅平周辺を除く地域 12時間降雪の深さ 10cm	
		佐久地域	12時間降雪の深さ 10cm	
		松本地域	聖高原周辺 12時間降雪の深さ 15cm 聖高原周辺を除く地域 12時間降雪の深さ 10cm	
		乗鞍上高地地域	12時間降雪の深さ 20cm	
		諏訪地域	12時間降雪の深さ 10cm	
	南 部	上伊那地域	12時間降雪の深さ 10cm	
		木曽地域		
		下伊那地域		
融雪	1. 積雪地域の日平均気温が 10°C以上 2. 積雪地域の日平均気温が 6°C以上で日降水量が 20mm 以上			
なだれ	1. 表層なだれ 積雪が 50cm 以上あって、降雪の深さ 20cm 以上で風速 10 m/s 以上、または積雪が 70cm 以上あって、降雪の深さ 30cm 以上 2. 全層なだれ 積雪が 70cm 以上あって、最高気温が平年より 5°C以上高い、または日降水量が 15mm 以上			
着氷	著しい着氷が予想される場合			
着雪	著しい着雪が予想される場合			

## 2. 警報

種類	発表基準	
暴風雪(平均風速)	17m/s 雪を伴う	
大 雪	一次細分区域	市町村等をまとめた地域
	北 部	中野飯山地域 12時間降雪の深さ 40cm
		長野地域 平地 12時間降雪の深さ 25cm
		大北地域 山沿い 12時間降雪の深さ 30cm
	中 部	上田地域 菅平周辺 12時間降雪の深さ 25cm 菅平周辺を除く地域 12時間降雪の深さ 20cm
		佐久地域 12時間降雪の深さ 20cm
		松本地域 聖高原周辺 12時間降雪の深さ 25cm 聖高原周辺を除く地域 12時間降雪の深さ 20cm
		乗鞍上高地地域 12時間降雪の深さ 30cm
		諏訪地域 12時間降雪の深さ 20cm
	南 部	上伊那地域
		木曽地域 12時間降雪の深さ 20cm
		下伊那地域

## 3. 特別警報

※特別警報について：<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/tokubetsu-keiho/index.html>

種類	発表基準
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

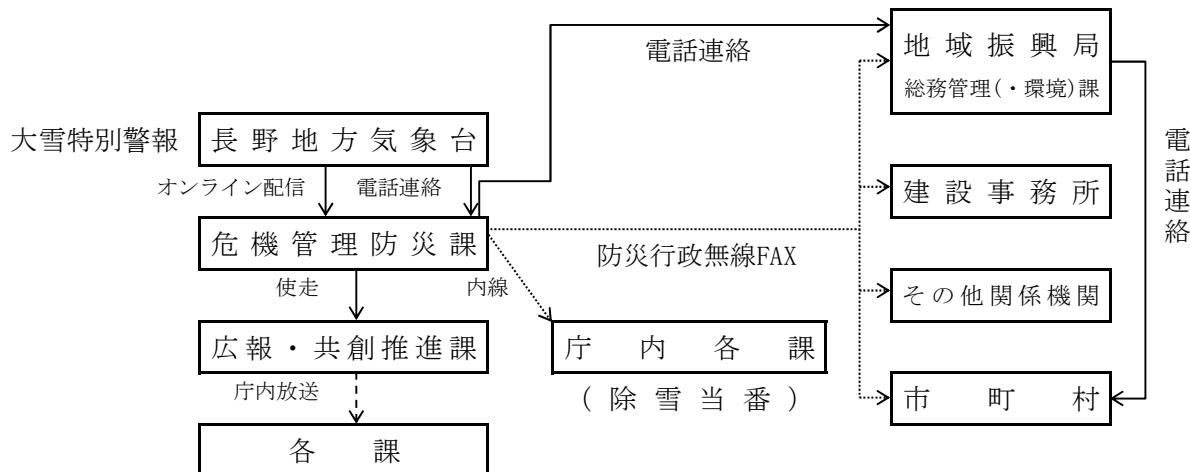
## 府県版警報・注意報基準一覧表の解説（雪に関するもの）

- 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
- 暴風雪警報、風雪注意報名の欄の()内は基準として用いる気象要素を示す。
- 大雪警報・注意報、暴風雪警報、風雪注意報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかるわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

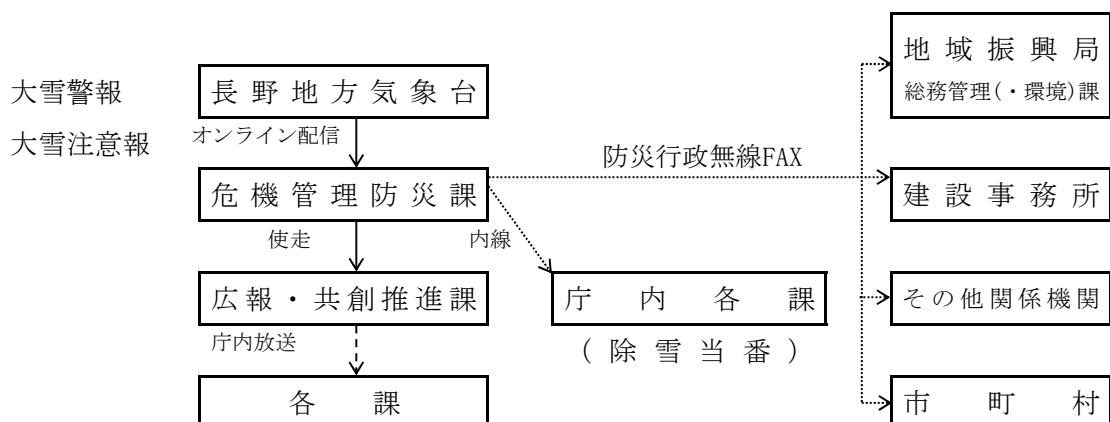
府県版警報・注意報基準一覧表の解説より抜粋

## ○県における伝達系統

大雪特別警報発表時の伝達系統図



大雪警報・大雪注意報発表時の伝達系統図



## 4 防災体制の確立

### (1) 県の体制（危機管理部）

気象業務法に基づき発表される気象予報及び警報等により豪雪災害の発生が予想される場合、または豪雪等により住民生活に重大な支障が生ずる事態となった場合には、県庁内に関係各課をもって災害対策基本法及び長野県災害対策本部条例に基づく「長野県災害対策本部」または長野県警戒・対策本部設置要綱に基づく「長野県警戒・対策本部」等を設置し、各防災関係機関との連絡調整を図り応急対策を実施するものとする。

### (2) 地方部の体制（地域振興局）

地方部においては、前記(1)に準じ地域振興局内に県関係現地機関をもって「長野県災害対策本部○○地方部」等を設置し、関係市町村等防災機関との連携を図り、地域の実情に即した応急対策を実施し、雪害対策の万全を期するものとする。

## 5 道路交通の確保

(1) 長野国道事務所の防雪体制

### 長野国道事務所 除雪計画

#### 第1節 目的

この長野国道事務所災害対策運営要領 雪害対策編は「長野国道事務所 防災業務計画 第1編 総則（以下「総則」という。）第4章に基づき、雪害対策支部（以下「支部」とい。）の円滑な運営をはかるため支部の組織、業務分担及び運営について明確にすることを目的とする。

#### 第2節 雪害対策支部

##### 第1 支部の体制

###### 1 支部の設置及び体制の区分

事務所長は、下記の体制により、支部を設置するものとする。

- (1) 準備体制
- (2) 注意体制
- (3) 警戒体制
- (4) 非常体制

###### 2 体制の区分

体制の区分は、「災害対策体制区分（支部）」及び「災害対策体制区分（支所）」によるものとする。

##### 第2 支部の組織

###### 1 支部の構成。

支部の組織は、支部長、副支部長、支部長付のほか、総務班、資材班、管理班、情報収集班、情報連絡班、広報班、被害調査班、対策班、支援班、調整班及び支所をもって構成する。

（以下略）

## 関東地方整備局長野国道事務所道路雪害対策情報連絡要領

事務所長（支部長）が局長（本部長）に行う道路雪害対策に関する情報連絡は、関東地方整備局道路雪害対策情報連絡要領に基づき、次の各号により処理するものとする。

### (情報の種類)

#### 1) 定時時報

- (1) 豪雪災害時における道路交通確保のため緊急措置要領に定められた指定雪量観測点気象状況。
- (2) 下表に定める地点の気象状況、路面状況及び交通状況。

雪 量 観 測 点 (長野国道事務所分担)

路 線	出張所	地 点 名
18号	上 田	軽井沢、上田
	長 野	長野、豊野、牟礼、古間、野尻、赤川
19号	松 本	松本
	信州新町	信州新町
20号	岡 谷	富士見、岡谷、塩尻峠

#### 2) 特別情報

- (1) 道路の交通混乱及び異常降雪があった場合又は、そのおそれがある場合、その他体制の移行等状況の変化があった場合、その状況。
- (2) 下表に定める地点の気象状況、路面状況及び交通状況。

雪 量 観 測 点 (長野国道事務所分担)

路 線	出張所	地 点 名
18号	上 田	前記1) (2)に定める地点と追分
	長 野	前記1) (2)に定める地点。
19号	松 本	前記1) (2)に定める地点と生坂。
	信州新町	前記1) (2)に定める地点。
20号	岡 谷	前記1) (2)に定める地点。

### (連絡時刻)

#### 3) 定時情報

- (1) 12月1日から3月31までの毎日、午前8時30分現在の状況を午前8時45分までに交通対策課あて報告する。ただし、日曜、祝祭日は翌日の午前8時45分までにまとめて報告するものとする。

#### 4) 特別情報

前記2) (1)の事態が発生した場合は、ただちに管理第二課あて報告する。

(連絡内容)

5) 連絡内容は次に掲げる事項とする。

(1) 気象状況

- イ. 降 雪 量
- ロ. 積 雪 深
- ハ. 天 候
- ニ. 気 象 予 報

注意報、警報等が発令された場合、その内容、発令時刻とする。

(2) 路面状況

(略)

(3) 交通状況

(略)

(4) その他

その他本部が指示する事項

## 災害対策体制区分「支部」

区分	災害対策支部設置基準		
	注意体制	警戒体制	非常体制
雪害対策支部	① 2以上の支所が注意体制に入った場合。 ② 1支所が警戒体制に入った場合。 ③ 野尻、軽井沢、生坂富士見、塩尻のいづれかの箇所で通行止め等の資機材の配置開始の場合。 ④ その他、必要と認められる場合。	① 2以上の支所が警戒体制に入った場合。 ② 長野県の指定積雪量観測点のうち1／2以上が、概ね警戒積雪深に達し、関東地方整備局長と長野県知事と協議のうえ、警戒体制を決定した場合。 ③ 野尻、軽井沢、生坂富士見、塩尻の各箇所で通行止め等開始の場合。 ④ その他、必要と認められる場合。	① 支所が非常体制に入った場合。 ② 長野県の指定積雪量観測点の大部分が警戒積雪深を大幅に越え、関東地方整備局長と長野県知事と協議のうえ、非常体制に移行を決定した場合。 ③ その他、必要と認められる場合。
その他の災害対策支部	事務所長は、局長の指令及び災害の形態、規模等に応じ支所を設置し、注意体制、警戒体制、非常体制のうちから定める。		

## 他の体制：連絡体制について

1. 下記の場合は、「連絡体制（準備体制）」とし、体制移行の準備等必要な体制をとるものとする。
  - ①降雪予測により準備体制に入る場合
  - ②注意体制までには至らないが、状況判断が必要で体制をとる場合
  - ③事態の進展によっては注意体制に入ることが考えられる場合
  - ④その他、必要と認められる場合

※体制は、⑨支部編成表「注意（連絡）」による
2. 所掌内容は、下記による。
  - ①注意体制に移行すべきかの状況判断
  - ②情報収集し、関係職員に状況を一斉メール等で情報提供
  - ③道路利用者、局等からの問い合わせ対応

## 災害対策体制区分「支所」

雪害対策支所体制の定義と体制発令基準

体 制	定 義	支 所 体 制 発 令 基 準					
注意体制	降雪等により道路災害発生の恐れがある場合及び交通障害の恐れがある場合の体制	(1) 大雪注意報が出され、交通障害が予想される場合					
		信州新町	管内の積雪（降雪）深が平地で10cm、山地で15cmに達し、さらに降雪の恐れがあり、交通障害が予想される場合				
		松 本					
		上 田					
		岡 谷					
警戒体制	大雪により道路に被害が発生した場合又は広域的な交通障害発生の恐れがある場合の体制	長 野	管内の積雪観測所の積雪（降雪）深のうちいずれかが次の数値に達し、さらに降雪の恐れがあり、交通の障害が予想される場合 注意積雪（降雪）深 (cm)				
			長野	牟礼	古間	野尻	赤川
			15	25	40	40	40
			(2) 野尻、軽井沢、生坂、富士見、塩尻のいずれかの箇所で通行止め等の資機材の現場配置開始の場合				
			(3) チェーン規制（指導）を開始する場合				
非常体制	大雪により道路に重大な被害が発生した場合又は発生の恐れがある場合及び広域的に交通途絶の状態に至った場合の体制	(4) その他、出張所長が必要と認めた場合					
		(1) 大雪により交通が広範囲にわたり混乱を生じた場合					
		信州新町	管内の積雪（降雪）深が平地で20cm、山地で30cmに達し、さらに降雪の恐れがあり、交通障害が予想される場合				
		松 本					
		上 田					
		岡 谷					
		長 野	管内の積雪観測所の積雪（降雪）深のうちいずれかが次の数値に達し、さらに降雪の恐れがあり、交通の障害が予想される場合 警戒積雪（降雪）深 (cm)				
			長野	牟礼	古間	野尻	赤川
			25	40	50	60	80
			(2) 野尻、軽井沢、生坂、富士見、塩尻の箇所で通行止めを開始する場合。				
			(3) その他、出張所長が必要と認めた場合				
			(1) 大雪により交通が広範囲にわたり混乱を生じ、又は道路に重大な災害が発生した場合。				
			(2) その他、出張所長が必要と認めた場合				

除雪出動基準		
	出動基準	標準的施工方法
パトロール	<p>1. 気象予報等（除雪、凍結予報）により、必要に応じてパトロールを実施する。</p> <p>2. 上記のほか、気象状況、路面状況によりパトロールが必要な時は、下記によりパトロールを実施する。</p> <p>(イ) 交通障害が予想される時。</p> <p>(ロ) 交通障害等に関する情報があった時。</p> <p>(ハ) その他監督職員が指示したとき。</p>	<p>1. 無線連絡の出来る凍結防止剤散布車により実施する。</p> <p>2. 巡回経路は状況に応じてあらかじめ定めておく。</p> <p>3. 巡回中は基地との連絡を密にする。</p> <p>4. 路面状況、作業状況等定期的に報告する。</p>
新雪除雪	<p>1. 5～10cm程度の降雪量を目安として、気象条件、交通状況等を勘案し、道路交通に支障をきたす恐れのある場合。</p> <p>2. 降雪をそのまま放置しておくと、凍結のおそれがあると予想される場合。</p> <p>【大雪が予想される時】</p> <p>1. 2cm程度の降雪量が観測された場合。</p> <p>2. その他、監督職員からの指示があった場合</p>	<p>1. 除雪グレーダー、除雪トラック単独、または組合せで行う。</p> <p>2. 除雪グレーダー単独、又は、2台編成で行う。</p> <p>3. 除雪ドーザー単独、又は、除雪グレーダーと組合せで行う。</p> <p>4. 交差点、人家の出入口の処理には除雪ドーザーで行う。</p>
路面整正	<p>1. 路面の残雪が多く、放置すると交通困難な状態となるおそれがある場合。</p> <p>2. 路面の平坦性を確保するため、気温の上昇に伴い圧雪がゆるみだした場合。</p>	<p>1. 除雪グレーダー、除雪トラック単独、または組合せで行う。</p> <p>2. 除雪グレーダー単独、又は、2台編成で行う。</p>
圧雪処理	<p>1. 部分的な圧雪、氷雪盤が生じ、交通に支障をきたすと思われる場合。</p> <p>2. 気温の変化や、通行車両の攪乱作用などにより、圧雪の性質が変わり、極端な不陸を生じ交通障害をきたすと思われる場合。</p>	<p>1. 除雪グレーダーにより行う。</p> <p>2. 除雪グレーダーで処理できない氷雪盤等には、圧雪除去装置を使用する。</p> <p>3. 場合によっては、人力で氷雪版等を破碎しダンプトラックで運搬する。</p>
拡幅除雪	<p>1. 降雪が本格的となり、必要幅員および堆雪幅の確保が困難になった場合。</p>	<p>1. 雪堤は30cm以下は、除雪グレーダーで行う。</p> <p>2. 雪堤は30cm以上は、ロータリーデン雪車で行い、補助として、除雪ドーザーを使用する。</p>

運搬排雪	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 人家連担地域で、除雪作業に著しく影響を与えると予想される場合。</li> <li>2. 人家連担地域で、歩行の通行に支障をきたす場合及び拡幅除雪が不可能になった場合。</li> <li>3. 屋根の雪下ろし等で、交通障害が起こるおそれのある場合。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ロータリー除雪車の積込み、ダンプトラックでの運搬を行う。</li> <li>2. 人力積込み、トラック運搬で、行う。</li> <li>3. トラクタショベルとダンプトラックによる積込み、運搬作業を行う。</li> </ol>
薬剤散布	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 降雪により路面が白くなってきた場合。</li> <li>2. 圧雪処理、路面整性が必要になった場合。</li> <li>3. 路面が濡れ、気温が低く路面の凍結が予想される場合。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 敷布量は、新雪除雪及び路面整正の補助として<math>20\text{g}/\text{m}^2</math>前後、圧雪処理の補助又は大雪時は、<math>40\text{g}/\text{m}^2</math>を目安として、対象区間の状況に応じて、敷布量を適宜決定する。</li> <li>2. 敷布方法は、機械散布を原則とする。</li> <li>3. 使用する薬剤は、塩化ナトリウム（粒）とする。</li> </ol>
歩道除雪	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 降雪量20cm程度に達し、さらに雪が降り続くと予想され、歩行者の通行に支障をきたすと思われる場合。</li> <li>2. 通学路等を優先に、通勤、通学前に施工する。</li> <li>3. 大雪時は、車道除雪を優先し、車道除雪後に施工する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 小型除雪機で行う。</li> <li>2. 場合によっては人力で行う。</li> </ol>
スタック車対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 観測点において降雪量20cmに達し、さらに雪が降り続くと予想され場合。</li> <li>2. スタック車が発生し、交通への障害となっている場合。</li> <li>3. その他監督職員が指示した場合。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. スタック車排除のために必要な重機等を所定の箇所へ配置する。</li> <li>2. スタックした車を牽引できる重機等で排除する。</li> <li>3. 場合によっては、レッカー車にて排除する。</li> </ol>
その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 応急処理、雪庇処理作業については監督職員の指示があった場合。</li> </ol>	

- 【大雪時】 ① 大雪警報又は特別警報が発表され、広域的な交通障害が発生した場合又は発生する恐れがある場合  
 ② 長野国道事務所交通規制判断基準（案）に定める基準に達する恐れがある場合

(2) 飯田国道事務所の防雪体制

**飯田国道事務所 除雪計画**  
～飯田国道事務所 災害対策支部運営要領（抜粋）～

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、「中部地方整備局 防災業務計画」に基づき、飯田国道事務所の地震災害、風水害、火山災害、雪害、道路災害、その他の災害の各対策支部及び地震災害警戒支部並びに、現地災害対策本部、現地災害対策支援室の円滑な運営を図るために支部の組織、業務分担及び運営について明確にすることを目的とする。

第2章 支部組織

(組織)

第2条 災害対策支部（以下「支部」という。）の組織は、別表－1「支部組織表」のとおりとし、支部長、副支部長のほか、支部室、広報班、総務班、情報連絡班、対策班、各出張所対策班及び建設専門官・監督官（詰所）対策班をおく。

（本条以下省略）

第4章 災害対策支部（風水害、火山災害、雪害、道路、その他災害共通）

（支部の設置及び廃止の基準）

第8条 支部長（事務所長）は、災害が発生した場合、又は、発生する恐れのある場合には、別表－5により、以下の体制を発令するとともに、飯田国道事務所内に支部を設置するものとする。ただし、支部の班構成等については、災害の種類、規模に応じて柔軟な対応を図るものとする。

- ・準備体制（自宅待機：風水害）
- ・準備体制（風水害・雪害）
- ・注意体制
- ・警戒体制
- ・非常体制

2 支部長は、被害状況等を確認後、体制（要員・資機材等）の強化が必要と判断した場合は、状況に応じ体制の移行指令を行うものとする。

3 体制の縮小（移行）は、支部長の指示により行うものとする。

4 支部長は、次に該当する場合は、支部を廃止し、体制を解除するものとする。

（1）第5章により、現地災害対策本部（以下、「現地本部」という。）が設置された場合。なお、支部構成員は、現地本部の組織に組み込まれるものとする。

（2）災害応急復旧が概ね完了し、二次災害の恐れがなくなった場合

（3）その他、支部設置の必要性がなくなったと判断された場合

（以下省略）

(動員体制)

第9条 支部室及び各班の動員体制は、別表－6を原則とするが、状況等に応じて支部長の判断により変更することができる。

2 支部が設置された場合の参集配置は、以下によるものとする。

(1) 勤務時間内の参集配置

勤務時間内に支部が設置された場合、各班の班長は速やかに別表－6に基づき必要人員を確保するものとする。なお、勤務時間外も引き続き体制を継続する場合も同様とする。

(2) 夜間・休日等における動員、連絡

勤務時間外に支部が設置された場合、各班の班長は、速やかに別表－6に基づき、必要人員を参集させるものとする。このため、支部室及び各班は、別表－6に基づき、勤務時間外における動員予定者を予め指名しておくものとする。

## 降雪時の体制基準（案）～準備体制等の設定

### 1. 降雪時の情報管理員又は中部地方整備局道路気象情報の連絡基準

- ①大雪警報・特別警報、なだれ注意報の発令、解除時。
- ②降雪時等におけるチェーン未装着車両により発生する渋滞・交通事故等によって、管内の19号・153号・474号に交通障害の発生が予想される情報を入手（所轄署、自治体、雪氷業者、ITV等）した場合。
- ③中央・長野自動車道の塩尻IC～中津川ICの一定区間において、降雪等による通行止め・チェーン規制あるいは事故による通行止めが実施、または予測された場合。
- ④災害対策基本法の適用時
- ⑤警戒積雪深（藪原27cm）

上記、ローテーション表準備体制要員及び必要な職員に連絡する。

### 2. 準備体制

降雪、凍結、雪崩等に関する気象注意報が発令され、交通障害の発生する恐れがある場合で情報収集等が必要な場合。

#### (1) 準備体制の運用基準

- ①中央道・長野自動車道（中津川IC～塩尻IC）の区間において、降雪等による「計画通行止め」が予想される場合。
- ②降雪、交通状況等注意体制に入る前の情報収集を行う必要がある場合。
- ③その他事務所長が必要と認めた場合。

#### (2) 準備体制要員の対応

- ①管理第一課長は、上記1. の事象が生じた場合、事務所長に報告し、雪害対策支部設置の指令と準備体制の発令を受けて、要員の招集を行う。
- ②事務所準備体制要員は、災害対策室へ参集し、本局道路部並びに防災室に「準備体制」に入った旨を連絡し、情報収集等を行う。
- ③注意体制の運用基準に該当する事象が生じると見込まれる場合は、直ちに管理第一課長並びに出張所長・出張所係長に連絡する。

### 3. 注意体制への移行

準備体制継続時に下記（1）の事象が発生した場合は、注意体制に移行する。

#### (1) 注意体制の運用基準

- ①中央道・長野自動車道（中津川IC～塩尻IC）の区間において、「計画通行止め」が発表された場合。
- ②渋滞・交通事故等によって、管内の複数箇所に交通障害の発生が予想される場合。
- ③大雪特別警報が発令された場合。
- ④『豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置要領』（昭和51年12月27日付建設省道企発第70号）による指定雪量観測点の積雪量が警戒積雪深【木祖村（藪原）20cm 木曾郡木祖村藪原木曾小学校】にせまり、交通に支障を及ぼす恐れのある場合。
- ⑤通行止め（予防的通行規制含む）の準備を行う必要がある場合。
- ⑥その他事務所長が必要と認めた場合。

## (2) 注意体制要員の対応

- ①管理第一課長は、上記(1)の事象が生じた場合、事務所長に報告し、雪害対策支部設置の指令と注意体制の発令を受けて、要員の招集を行う。
- ②招集を受けた要員は、直ちに事務所・出張所に出動して、所掌の対策にあたる。
- ③呼び出された規制要員は、災害対策室で待機するものとする。

## 4. 規制要員の呼出し基準

- ①NEXCO の「計画通行止め」により、管内で通行規制が必要と判断される場合。
- ②各予防的通行規制区間の気象予想において、5cm/h(3h 連続)以上の降雪予想がある場合に予想の 4 時間前に呼び出しを行う。
- ③その他、交通障害・災害が発生又は発生が予測され通行規制等が必要と判断される場合。

## 5. 規制要員の派遣基準

- ①「計画通行止め」または「予防的通行止め」の 3 時間前には、事務所を出発し、現地の状況に応じて規制区間の配置箇所或いは出張所で待機するものとする。

## 6. 通行止めの基準等

### (1) 通行止め基準

雪崩、豪雪等による通行止めの基準は、以下のとおりとし、警察、関係市町村その他関係機関等と連絡調整を行い、現地での降雪、積雪量、立ち往生車両、除雪作業、交通量等の状況及び今後の見込みを総合的に判断して通行止めを実施するものとする。

その解除は、それぞれの事象が解消し通行の安全を確認した場合とする。

- ① 雪崩等により、重大な災害が発生する恐れのある場合は、通行止めを行うものとする。

### 【判断の目安】

気象庁から「なだれ注意報」等が発令され、その発令基準と同様の事象（降雪は 24 時間以内の観測、風速は最寄りの観測所によるものとする）が管内に発生し、現に雪庇、吹きだまり、積雪の亀裂等が発見され通行不能となる雪崩等が発生する恐れがある場合  
※長野県の「なだれ注意報」の発令基準 (R6.5.23 現在)

- 1) 表層なだれ：積雪が 50cm 以上あって、降雪の深さ 20cm 以上で風速 10 m/s 以上、または積雪が 70cm 以上あって、降雪の深さ 30cm 以上
  - 2) 全層なだれ：積雪が 70cm 以上あって、最高気温が平年より 5°C 以上高い、または日降水量が 15mm 以上
- ②豪雪等により通行不能となる状態が発生する恐れがある場合は、通行止めを行うものとする。

### 【判断の目安】

大雪特別警報または大雪警報が発令され、雪氷作業等によって通行を確保することが不可能となった場合

- ③雪崩等による重大な災害、積雪等により通行不能となる状態等が発生した場合は、通行止めを行うものとする。
- ④集中除雪が必要な場合、予防的通行規制を実施する。
- ⑤NEXCO の計画通行止めにより、管内で通行規制が必要な場合。

(2) 通行止めの想定区間、目安とする指標等は、以下のとおりとする。

箇 所	想定区間		延長 (km)	指標（目安）
	KP	地 先 名		
①国道19号 木曽町内	133.3 ～ 141.5	木曽郡木曽町福島板敷野 (道の駅木曽福島) ～木曽郡木曽町新開町組	8.2	・積雪深が10cmに達し今後も継続して大雪の予想があり、通行止めが必要と認められる場合。 【実況】積雪深が10cm以上となり【予測】5cm/h(3h連続)以上の降雪予想がある場合
②国道19号 木曽北部	147.4 ～ 171.4	木曽郡木曽町日義宮ノ越 (神谷交差点) ～塩尻市宗賀日出塩	24.0	・積雪深が10cmに達し今後も継続して大雪の予想があり、通行止めが必要と認められる場合。 【実況】積雪深が10cm以上となり【予測】5cm/h(3h連続)以上の降雪予想がある場合
③国道153号 治部坂峠	89.6 ～ 96.8	下伊那郡平谷村柳平(道の駅信州平谷) ～下伊那郡阿智村浪合治部坂	7.2	・積雪深が10cmに達し今後も継続して大雪の予想があり、通行止めが必要と認められる場合。 【実況】積雪深が10cm以上となり【予測】5cm/h(3h連続)以上の降雪予想がある場合
④国道474号 飯喬道路	0.177 ～ 14.634	飯田市山本(飯田山本IC) ～(飯田市上久堅(飯田上久堅・喬木富田IC)	14.457	・積雪深が15cmに達し今後も継続して大雪の予想があり、通行止めが必要と認められる場合。 【実況】積雪深が15cm以上となり【予測】5cm/h(3h連続)以上の降雪予想がある場合 ・中央高速自動車道飯田山本ICが通行止めとなり、当該区間よりも国道153号の除雪等を優先させる必要が生じたとき
その他				車道の積雪深が15cm以上となったとき

(3) その他

事故車両、チェーン未装着等を原因とする停止車両等が雪氷作業の障害となり、重大な交通障害が発生する恐れがある場合は、所轄警察署に通行止め、雪氷作業車の誘導等の要請を行い連携して雪氷作業を行うものとする。

## 降雪時の体制解除等の基準（案）

### 1. 準備体制の解除

今後、気象予測・データ等を分析した結果、大雪の恐れがなく以下のいずれかの場合。

#### 【「準備体制の運用基準」①により準備体制をとった場合】

NEXCO による通行止めを実施しないと判断した場合。

#### 【「準備体制の運用基準」②、③により準備体制をとった場合】

降雪等の情報収集を行う必要がなくなった場合。

### 2. 注意体制の解除について

今後、気象予測・データ等を分析した結果、大雪の恐れがなく以下のいずれかの場合。

#### 【「注意体制の運用基準」①により注意体制をとった場合】

NEXCO による「計画通行止め」を実施しないと判断した場合。

#### 【「注意体制の運用基準」②、③、④、⑤、⑥により注意体制をとった場合】

大雪特別警報が解除され、充分な路面管理がなされ「通行止め」・「災害対策法の指定」の必要がなくなった場合。

#### (1) 準備体制への移行の運用基準

準備体制解除の運用基準①②③に該当する事象が、1つ以下となった場合、かつ大雪特別警報が解除され、降雪等による通行止めの準備を行う必要がなくなった場合。

### 3. 警戒体制の注意体制への移行

警戒体制の発令基準が解消された場合は、注意体制に移行する。

### 4. 非常体制から警戒体制への移行

非常体制の発令基準が解消された場合は、警戒体制に移行する。

## 飯田国道事務所 雪氷作業の概要

作業項目	作業の目安	作業のおよその内容等
<b>1 一般除雪工（機械除雪）</b>		
(1)新雪除雪	・新雪の降雪深が5cm程度になり、自然融雪が期待できない時に使う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>除雪機械を走行させ、路面の雪を路外または路側に排除するが、圧雪が発生する場合は5cm程度以下になるよう反復作業を行う。</li> <li>まとまった降雪が予想される場合は、できるだけ早期に作業を開始し、圧雪化を極力抑制する。許容積雪深10cmとする。</li> </ul> <p>【使用機械及び作業速度】</p> <p>除雪トラック 30～40 km/h 除雪グレーダ 5～15 km/h ロータリ除雪車 5～10 km/h</p>
(2)拡幅除雪	・外側線までの幅員が確保出来なくなったときや雪堤が60cm程度になり、雪堤の倒壊で交通に支障をきたす恐れがあるときに行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>堆雪が比較的少ない時期においては、除雪トラック又は除雪グレーダ等により路肩側に排除する。</li> <li>堆雪量が多く、除雪グレーダ等による拡幅が困難な場合は、ロータリ除雪車を用いて拡幅を行う。</li> </ul> <p>【使用機械及び作業速度】</p> <p>除雪トラック、除雪グレーダ、ロータリ除雪車 5～15 km/h</p>
(3)圧雪処理（氷盤処理）	・圧雪に外部から多量の水が入るなど一様の圧雪が保持できない時、氷盤が発生した時に使う。	・完全除雪を目標とする。
(4)路面整正	・路面が圧雪状態で不陸、わだちにより路面状態が非常に悪くなり、一般車両の通行に支障があると判断される時に使う。	・除雪機械を走行させ、路面の雪を削り取り、路外又は路側部に除去する。
<b>2 人力除雪工（安全処理工）</b>		
(1)つらら処理	・つらら及び雪庇（雪垂れ）等が成長し、崩落の危険が予測される時。	・崩落の恐れがなくなる程度まで使う。
(2)雪堤処理	・雪堤等が成長し視距の確保ができない時。	・視距が確保される程度まで使う。
<b>3 運搬除雪工</b>		
(1)運搬排雪	・拡幅するにも余地が無く、雪堤高も80cm程度となり幅員の確保が困難で、しかも降雪量の増加が予測される場合には路側の雪を他の場所に運搬して投棄する。	・施工場所は、市街地、交通量の多い道路、狭い道路、主要道路の交差点、立体交差点、または見通しあるいは車両の方向転換に支障のある箇所など。

## 飯田国道事務所 雪氷作業の概要

作業項目	作業の目安	作業のおよその内容等
(2) 浸み出し予防	・路肩の堆雪が融け路面に流れだし、局部的に凍結の発生する恐れがあり、かつ作業を行った効果が数日持続すると期待される時に行う。	・基本的に人力により直接投棄するが、堆雪状況により除雪機械を組み合わせる。
<b>4 歩道除雪工</b>		
(1) 機械除雪	・積雪が20cm程度となり、歩行に支障をきたすと判断される時、機械が投入可能な通学路を重点としてを行い、幅員1m～1.2m程度の確保を目的とする。	【使用機械】小型除雪車 小型除雪機
(2) 人力除雪	・積雪が20cm程度となり、歩行に支障をきたすと判断される時、機械が投入できない通学路を重点としてを行い、幅員70cm程度までの確保を目的とする。	
<b>5 薬剤散布工</b>		
(1) 予備散布	・路面が湿潤状態で気温が低下し、一定の区間が路面凍結の恐れがある場合に凍結防止剤を路面に散布する。	【使用機械】凍結防止剤散布車 【作業速度】30km/h程度 【標準散布量】20～40g/m <sup>2</sup> （塩化ナトリウム）標準20g/m <sup>2</sup> 、状況により15g/m <sup>2</sup>
(2) 凍結防止散布	・既に路面凍結が発生している時や、一般除雪作業後に発生する鏡面化が顕著な場合に凍結防止剤を路面に散布する。	
(3) 除雪補助散布	・圧雪・氷盤を緩ませ、除雪しやすくするために凍結防止剤を散布する。	

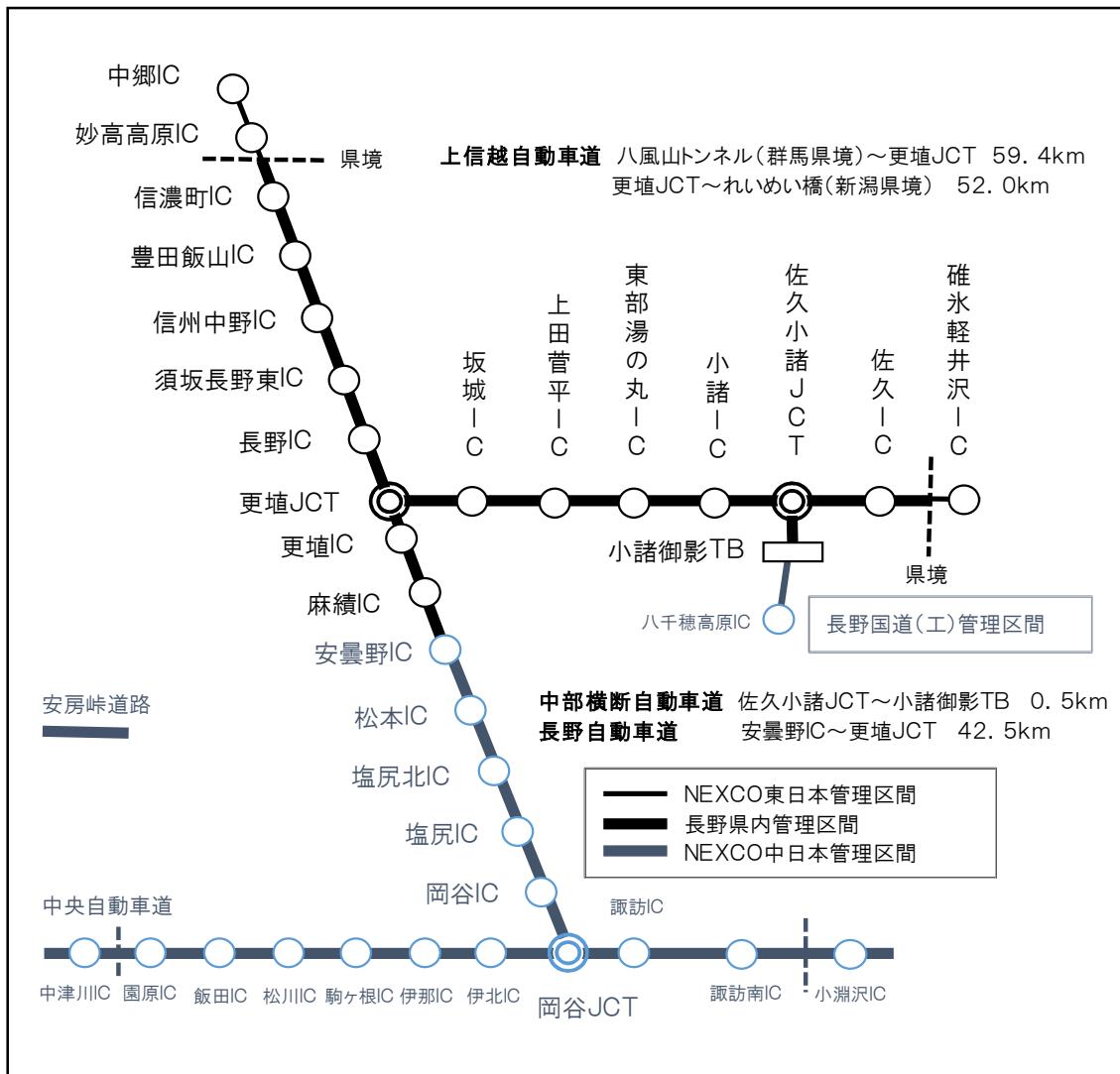
## (3) 東日本高速道路株式会社の防雪体制

## 東日本高速道路株式会社の長野県内雪氷対策

東日本高速道路 関東支社

1. 対象路線 (長野県内延長 154.4km 全て高速道路)

(長野県内管理事務所管理延長 150.7km 全て高速道路)



## 2. 雪氷対策期間

長野自動車道	安曇野 IC～更埴 JCT	11月 5日～翌年4月30日
上信越自動車道	八風山トンネル県境～坂城 IC	11月 15日～翌年4月 15日
	坂城 IC～れいめい橋 (新潟県境)	11月 5日～翌年4月30日
中部横断自動車道	佐久小諸JCT～小諸御影TB	11月 15日～翌年4月 15日

### 3. 目的

冬期間における安全・確実かつ円滑な交通の確保を目的とする。

### 4. 体制

(1) 警戒体制 気象情報により降雪または凍結が予想され、待機が必要となる場合

(2) 出動体制

第一段階：凍結防止の散布作業を必要とする場合

第二段階：除雪作業を必要とする場合

第三段階：冬用タイヤ規制が必要となった場合

(3) 緊急体制 道路閉鎖が実施された場合もしくは予測される場合または雪氷に係る重大事故が発生した場合

(4) 非常体制 降雪が激しく除排雪作業等が難行し長時間に及び道路閉鎖が続くかまたは予測され、特別な対策が必要となる場合

### 5. 雪氷対策機械及び雪氷基地

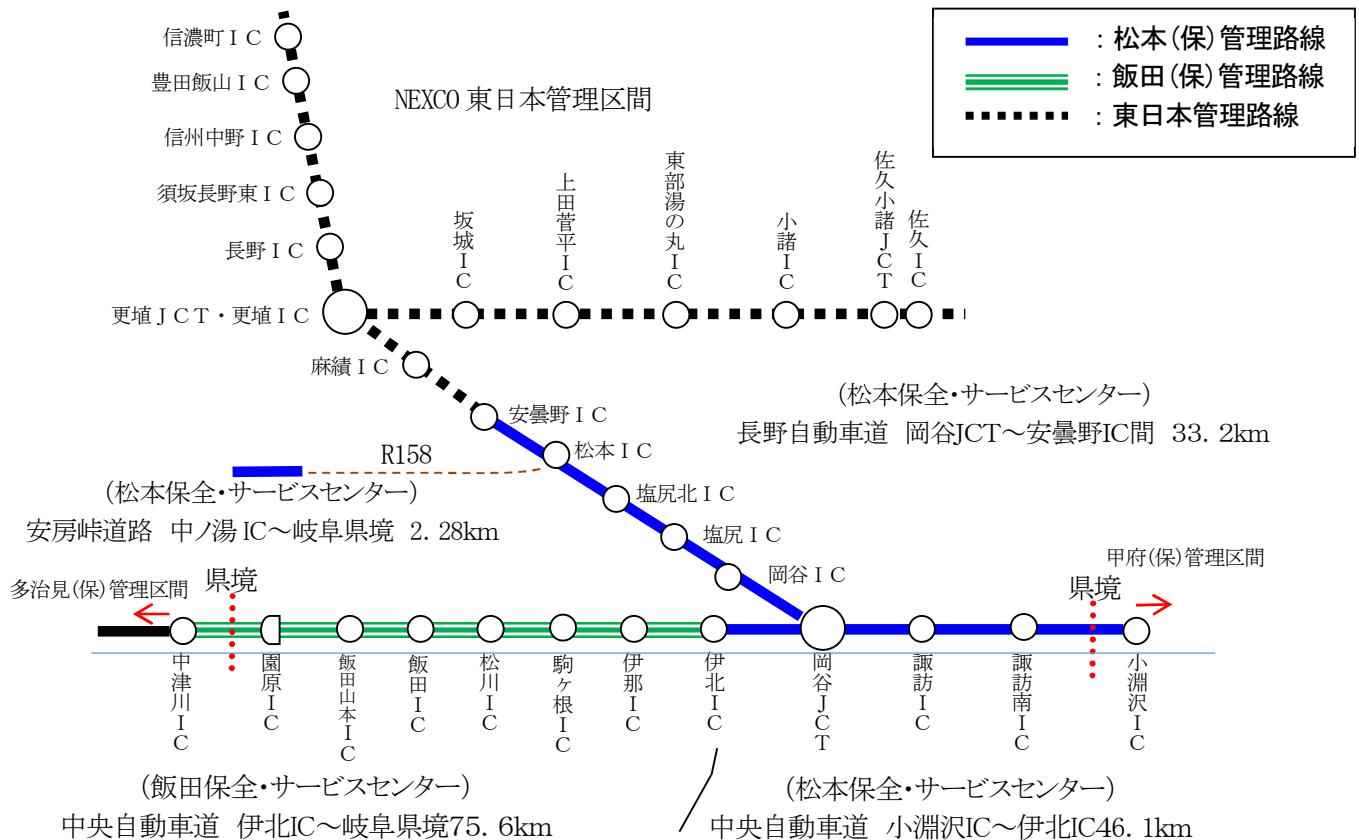
長野管理事務所・・・除雪車及び凍結防止剤散布車 佐久 I C ・上田菅平 I C ・長野 I C ・信州中野 I C ・信濃町 I C ・麻績 I C

#### (4) 中日本高速道路株式会社の除雪体制

中日本高速道路株式会社の長野県内雪氷対策

中日本高速道路株 東京支社 松本保全・サービスセンター  
名古屋支社 飯田保全・サービスセンター

## 1. 対象路線 (管理総延長 157.18 km 高速 154.9 km)



## 2. 雪氷対策期間

中央自動車道	山梨県境～伊北IC	11月5日～翌年4月30日
中央自動車道	伊北IC～岐阜県境	11月15日～翌年4月15日
長野自動車道	岡谷JCT～安曇野IC	11月5日～翌年4月30日
安房峠道路	中ノ湯IC～岐阜県境IC	11月5日～翌年4月30日

### 3. 目的

冬期間における安全・確実かつ円滑な交通の確保を目的とする。

#### 4. 体制

- (1) 警戒体制 気象情報により降雪または凍結が予想され、待機が必要となる場合。
  - (2) 出動体制 第一段階：凍結防止剤の散布作業を必要とする場合  
第二段階：除雪作業を必要とする場合  
第三段階：チェーン規制が必要となった場合
  - (3) 緊急体制 道路閉鎖が実施された場合もしくは予測される場合又は雪氷に係る重大事故が発生した場合。
  - (4) 非常体制 降雪が激しく除排雪作業等が難行し長時間に及ぶ道路閉鎖が続くか又は予測され、特別な対策が必要となる場合。

## 5. 雪氷対策機械及び雪氷基地

松本保全・サービスセンター… 除雪車及び凍結防止剤散布車 小淵沢IC・諏訪IC・伊北IC・岡谷IC  
飯田保全・サービスセンター… 除雪車及び凍結防止剤散布車 塩尻IC・松本IC・平湯営業所  
中津川IC・園原IC・飯田IC・駒ヶ根IC・伊那IC

## (5) 長野県（建設部）の除雪体制

### I 平常時における除雪実施体制

#### 1. 除雪路線

県管理道路のうち通行不能区間、冬期通行不能区間及び除雪不要区間を除く区間で除雪を実施する。

#### 2. 除雪の作業区分と出動基準

除雪の作業区分と出動基準は別表のとおりとする。

#### 3. 市街地、人家連担地区における除雪

##### (1) 体制の確立

市街地、人家連担地区における除雪の実施は、治安維持、消防活動、その他民政安定上重要な作業となるため、実施にあたって迅速に実施できるよう関係市町村と連携し体制の確立に努める。

##### (2) 雪捨場の確保

運搬排雪に伴う雪捨場は、予め地元市町村と協議し、予定場所の選定、確保に努める。

#### 4. 実施体制の確立

業務分担の決定、機械の整備、市町村及び関係機関との協力の確立、作業連絡網の組織化を図りこれらを網羅した除雪体制を確立するものとする。

##### (1) 実施体制

委託業務、市町村委託に業務区分し機械除雪により実施し、効率的な区間設定に努める。

##### (2) 機械配備

県保有車の受託者貸与、受託者保有車により設定する。路線の重要度を考慮した機械配備に努める。

なお、市町村所有並びに民間業者保有について、上記以外に緊急時に動員可能な車両についても予め把握しておく。

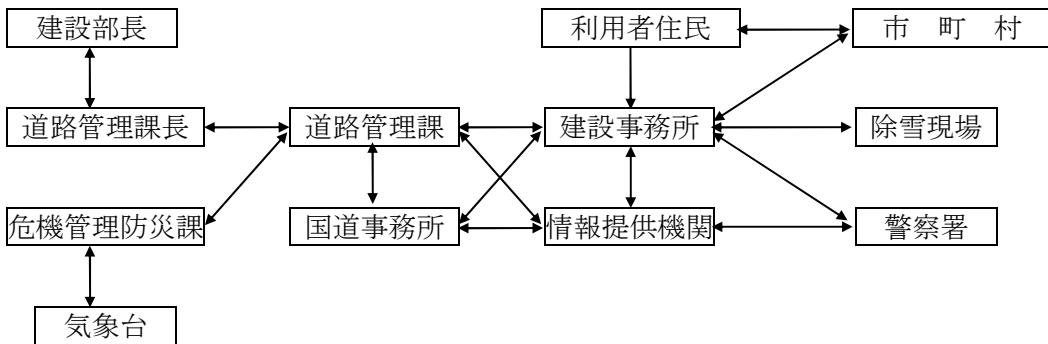
##### (3) 気象観測

気象観測については、除雪作業の成果を左右するとともに、除雪実績の確認並びに将来の除雪計画の樹立のため重要な資料となるため、最寄りの測候所、役場などの協力を得て出来る限り正確な記録を整備するよう努める。

##### (4) 連絡網並びに情報の収集

市町村、関係機関等と連携し、情報を収集するとともに、国道事務所、隣接事務所との連絡を密にし、常に道路状況を迅速、的確に把握するよう努める。

平常時における情報収集、作業要請については下記のような系統として、気象情報、通行止等の事態の発生の連絡、作業の要請、報告・情報の提供を行う。



## II 大雪時・豪雪災害時における除雪実施体制

大雪、豪雪時に道路交通を緊急に確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施し得るよう必要な事項について予め所要の体制を確立する。

### 1. 体制及び組織

大雪による広範囲な交通障害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、迅速かつ適切な対応を実施し、円滑な道路交通を確保するため、「長野県道路除雪対策本部設置要領」により、建設部道路管理課に長野県道路除雪対策本部を、関係建設事務所に道路除雪本部現地班を設置し、各段階に応じ注意体制、警戒体制、非常体制のうち必要な体制に入る。

なお、国が定める「豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置要領」により、豪雪時における道路交通を緊急に確保するため迅速かつ適切な除雪活動を実施できるよう緊急確保路線について除雪機械、除雪要員等の動員ならびに連絡系統その他必要な事項についても、同様の体制を確立する。

### 2. 緊急確保路線

大雪・異常降雪により、除雪計画路線の交通確保が困難になったときは、予め定められた緊急確保路線について集中的な除雪活動を行い、交通確保を図る。なお、滞留車両が発生する恐れのある区間については、事前通行規制を行い、速やかな交通確保を図る。

### 3. 各体制における活動・措置内容

#### (1) 注意体制

情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によっては直ちに必要な体制への移行を行う。

- ①気象情報の収集
- ②関係機関への連絡

#### (2) 警戒体制

警戒体制においては、その後に予想される緊急体制への準備として相互の連絡を密にするとともに、次の措置を講ずる。

- ①情報連絡の強化
- ②除雪機械及びオペレータの借り上げ、応援に関する事前手配
- ③除雪作業の強化

#### (3) 非常体制

非常体制においては、緊急確保路線の交通確保のため、次の措置を講ずる

- ①情報連絡の強化
- ②除雪機械及びオペレータ、その他必要な体制増強の確保
- ③除雪作業の強化

### 3. 各段階における組織

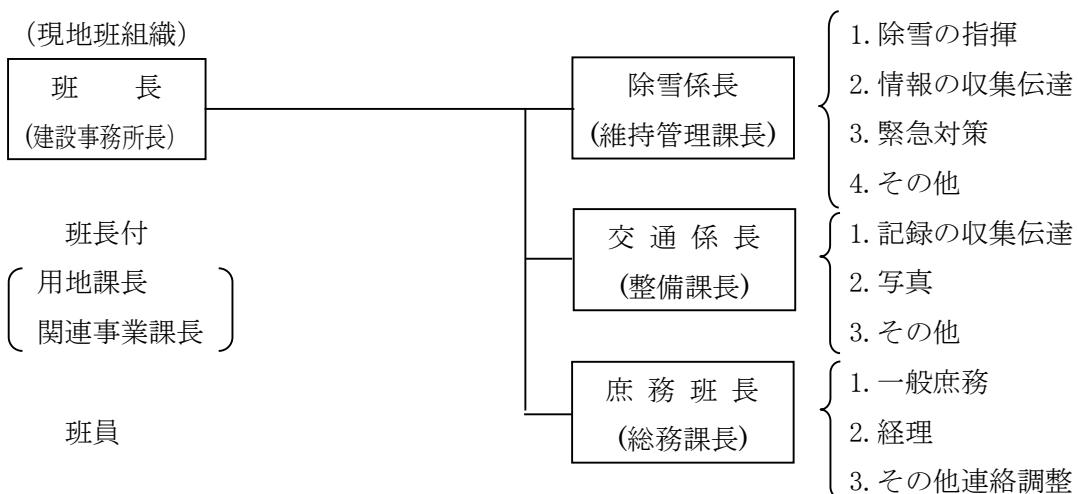
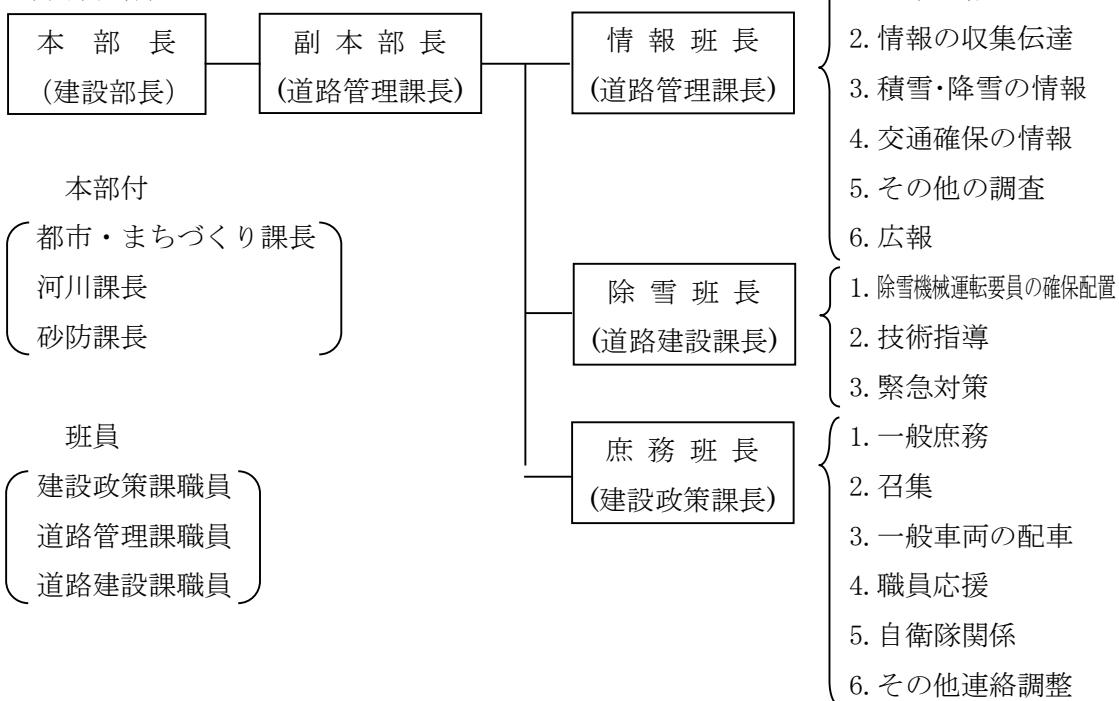
## ①注意体制、警戒体制（第1次・第2次）



※時間外は除雪当番による対応とし、必要に応じ増員する。

## ②警戒体制（第3次体制）、非常体制

(本部組織)



## 大雪における体制

区分	体制の時期	人員配備	
		本 庁	現 地 班
注意体制	大雪注意報発令時	除雪当番(2名) 平日： 17:15～20:00 休日： 8:30～20:00 (大雪注意報解除時に体制解除)	除雪当番 平日： 17:15～20:00 休日： 8:30～20:00 (大雪注意報解除時に体制解除)
警戒体制	第1次体制	大雪警報発令時もしくは大雪により事前通行規制を行う可能性がある時で、所属長が必要と認めたとき	除雪当番(2名)に加え、必要に応じて、道路防災当番 平日： 17:15～翌朝 8:30 休日： 8:30～翌朝 8:30 (※1 体制解除基準)
	第2次体制	大雪により交通障害が発生する恐れがある時で、所属長が必要と認めたとき	上記に加え 道路管理課職員 (必要人員) (※2 体制解除基準)
	第3次体制	今後、大雪特別警報の発表が想定される場合、大雪により災害や、広範囲な交通障害が発生する恐れがある時で、本部長が必要と認めたとき	上記に加え 各班の所属職員の半数 (※3 体制解除基準)
非常体制	大雪特別警報発令時もしくは大雪により大規模な災害や、甚大な交通障害が発生している時で、本部長が必要と認めたとき	上記に加え、各班の所属職員の全員及び部内の応援を求められた職員 (※4 体制解除基準)	各係の所属職員の全員及び所内の応援を求められた職員 (※4 体制解除基準)

※1 大雪警報発令解除時かつ事前通行規制を行う可能性がなくなり、所属長が不要と判断したとき

※2 大雪により交通障害が発生する恐れがなくなり、所属長が不要と判断したとき

※3 大雪特別警報の発表がなく、大雪による災害や、広範囲な交通障害が発生する恐れがなくなり、

本部長が不要と判断したとき

※4 大雪特別警報解除時かつ大雪により大規模な災害や、甚大な交通障害が終息し、本部長が不要と判断したとき

## (別表) 除雪作業区分と出動基準

長野県

作業区分	作業概要	出動基準	標準的施工方法
一般除雪	路面の新雪を路側へ排除する作業で、通行車両による積雪の散乱や硬い圧雪が形成される前の比較的高速作業をなしえる状態にある場合の作業を言う。使用する機械により、高速除雪と低速除雪に区分される。	<p>①降雪量が基準に達し、さらに雪が降り続くことが予想されるとき。          ②降雪をそのまま放置しておくと、凍結等により交通障害が予想されるとき。          ③その他業務担当者の指示によるとき。</p> <p><b>【基準】</b>          重点区間 5~10cm 幹線道路の峠区間          市街地を中心とする交通量の多い幹線道路          一般区間 10~15cm 上記以外</p>	除雪グレーダ 除雪トラック 除雪ドーザ ロータリ除雪車  上記単独 または組合せ
	圧雪路面において、交通量の増大、気温の変化により、轍掘れした圧雪の不陸を切削し平滑化する作業をいう。	<p>①路面の残雪が多く、放置すると交通困難な状態となることが予想されるとき。          ②気温の上昇にともない圧雪がゆるみだした場合。          ③その他業務担当者の指示によるとき。</p>	除雪グレーダ 除雪トラック  上記単独 または組合せ
	路面上に成長した圧雪または氷盤を除去、切削する作業をいう。	<p>①部分的な圧雪、氷雪盤が生じ、交通に支障をきたすと思われる場合。          ②気温の上昇や、通行車両の攪乱作用などにより、極端な不陸を生じ、交通障害をきたすと思われる場合。          ③その他業務担当者の指示によるとき。</p>	除雪グレーダ 除雪ドーザ 圧雪除去装置  上記単独 または組合せ
	路側に堆積された雪及び吹き溜まりを、所定の幅員の確保、次期除雪の堆雪スペースの確保のため、さらに路側に排除したり雪堤に積み上げる作業をいう。	<p>①雪堤が成長し、所定の幅員及び車線数の確保が困難となったとき。          ②雪堤が高くなり見通しが悪く、交通に支障をきたすと思われる場合。          ③次期除雪の堆雪スペースの確保が困難となることが予想されるとき。          ④その他業務担当者の指示によるとき。</p>	除雪グレーダ 除雪ドーザ ロータリ除雪車  上記単独 または組合せ
	市街地、人家連担部の狭隘で堆雪スペースの狭い箇所において、降雪や除雪作業により路側への堆雪、拡幅が困難となった場合、堆雪した雪を所定の他の地点に運搬排除し、所定の幅員、堆雪スペースを確保する作業をいう。	<p>①人家連担地域で、拡幅除雪作業では車道有効幅員の確保が困難になった場合。          ②その他業務担当者の指示によるとき。</p>	トラクターショベル ロータリ除雪車 バックフォー ダンプトラック  上記組合せ
凍結防止剤散布	路面及び路面上の雪の凍結防止、氷盤処理の際の補助のための凍結防止剤の散布、車両の滑り防止のための砂散布の作業をいう。	<p>①気象状況、路面状況などから凍結路面の発生が予想される場合で概ね下記のような場合。          • 路面が新雪出動基準に達しない場合で、圧雪が形成され路面凍結化する おそれがあるとき。          • 降雪や融雪により路面や圧雪表面が湿潤状態になり再凍結のおそれがあるとき。          ②凍結路面が発生し、車両の走行が困難となるおそれがあるとき。          ③その他業務担当者の指示によるとき。</p>	散布専用車 車載式散布機 人力散布  散布量 予防散布 20g/m <sup>2</sup> 融解補助 30~40g/m <sup>2</sup>

## 豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置要領

### 1 目 的

この要領は豪雪時における道路交通を緊急に確保するため、迅速かつ適正な除雪活動を実施しうるよう緊急確保路線について除雪機械、除雪要員等の動員ならびに連絡系統その他必要な事項に関する所要の体制を確立し長野県地域防災計画の円滑な実施を図ることを目的とする。

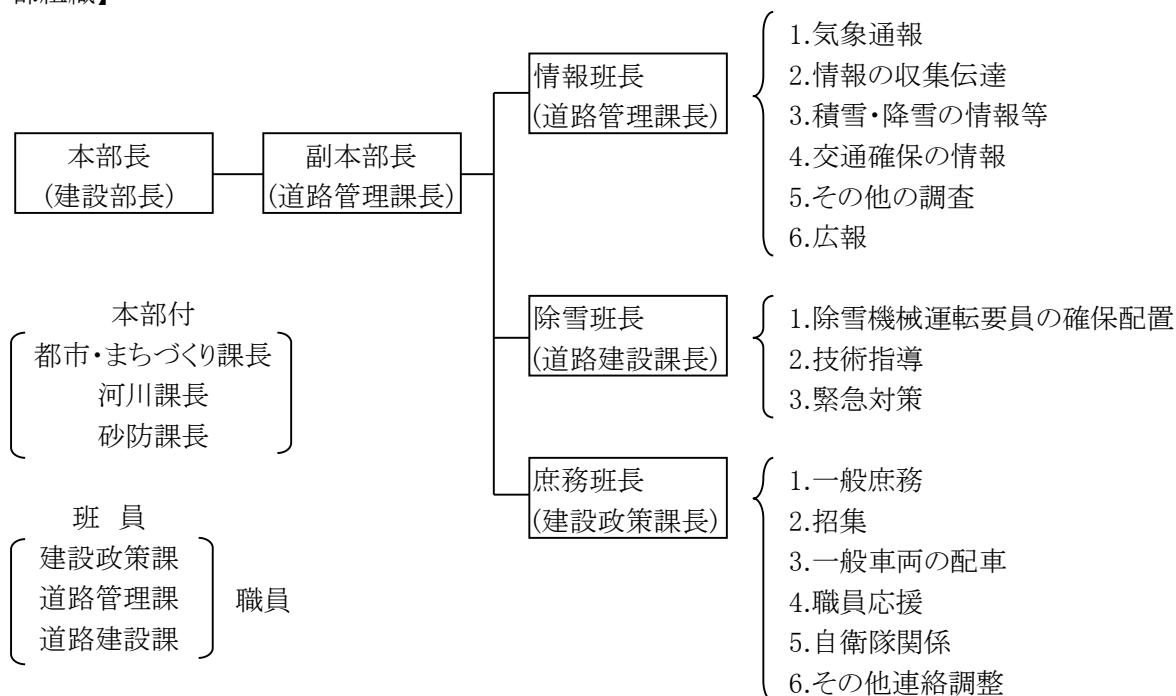
### 2 警戒体制

管内指定雪量観測点の1／2以上が警戒積雪深に達した場合を目安として、短期間に警戒積雪深を越したり、3日以上連続して降雪が続く等異常降雪と判断される場合は、今後の気象状況その他を勘案のうえ、知事は関東地方整備局長（道路管理課）と協議のうえ、警戒体制（長野県道路雪害対策本部の設置）に入るものとする。

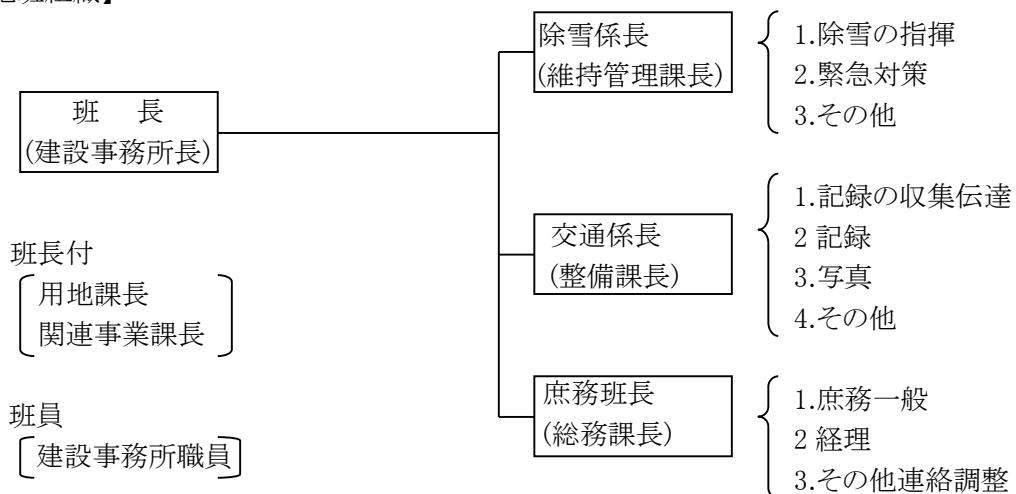
#### (1) 組 織

警戒体制に入った場合、知事は建設部内に長野県道路雪害対策本部を設置するものとする。

#### 【本部組織】



### 【現地班組織】



#### (2) 警戒体制における措置

本部長は、警戒体制においてはその後に予想される緊急体制への準備として相互の連絡を密にするとともに、次の措置を講ずるものとする。

- ① 情報連絡の強化
- ② 除雪機械及びオペレーターの借り上げ並びに応援に関する事前手配
- ③ 除雪作業の強化

### 3 緊急体制

管内指定観測点のうち4地点が警戒積雪深を大幅に超え、かつ、主要路線の除雪状況、降雪強度、その他を勘案し、関東地方整備局長（道路管理課）と協議して決定するものとする。

#### (1) 組織

県に防災計画に基づく長野県災害対策本部が設置された場合は、長野県道路雪害対策本部はその指揮下に入るものとする。

#### (2) 緊急体制における措置

緊急確保路線の交通確保のため次の事項について措置を講ずるものとする。

- ① 情報連絡の強化
- ② 除雪機械及びオペレーターその他必要な機械の確保

### 4 情報及び措置等の連絡方法

豪雪災害時において情報連絡応援要請、措置報告を迅速かつ的確に行うため、次のとおり措置するものとする。

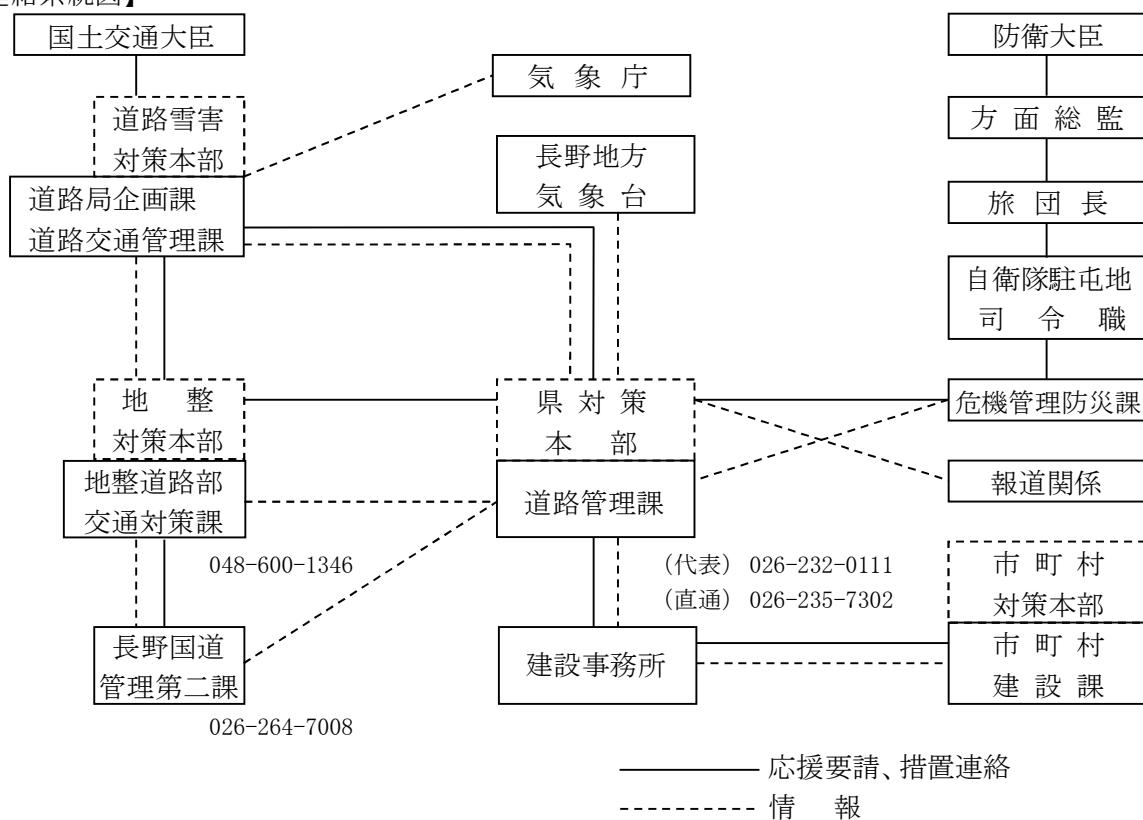
#### ① 情報連絡

- i 情報の連絡は必要の都度、次の連絡系統図により行うものとする。
- ii 連絡内容は指定観測点の天候、降雪量、積雪量、道路交通確保状況、除雪機械台数、オペレーター動員数とする。

#### ② 応援、要請、措置連絡等

緊急体制における応援要請、措置命令、措置報告は下図による。

【連絡系統図】



### ③ 応援派遣等に関する事務処理

地整に除雪機械の派遣を求めた場合、除雪機械借損料は災害対策基本法に基づき、災害対策本部を設置した時以外は有償である。なお、オペレーターに要する費用は県負担とする。

## 5 指定観測点及び警戒積雪深

信濃町（柏原）	98 cm（上水内郡信濃町柏原）
長野市（長野）	29 cm（長野市大字南長野 長野建設事務所）
上田市（菅平）	88 cm（上田市菅平高原）
白馬村（北城）	100 cm（北安曇郡白馬村北城 白馬村役場）
木祖村（藪原）	21 cm（木曾郡木祖村藪原 木祖小学校）

（解説）

- ① 指定観測点とは……積雪地域において緊急体制時に交通確保すべき路線網における積雪状況を把握するため雪量観測をする。
- ② 警戒積雪深とは……警戒体制に入る基準の積雪深として指定観測点における毎年の積雪深の最大値の10年平均をその観測点の警戒積雪深として定める。

## 6 豪雪災害時における道路交通の確保のための緊急確保路線

緊急体制時において、とりあえず交通確保すべき路線を路線の重要性、積雪量、動員可能な除雪機等を勘案して指定したものである。

## 平成 26 年 2 月の大雪災害事後検証に伴う取組方針

### ① 各道路管理者・交通管理者間の連携を強化

- ◇ 国、高速道路会社、県、警察で構成する「幹線道路連絡会議」を新たに設置し、長野県の除雪体制の連携強化を図る。
- ◇ 県の建設事務所毎に県、市町村、警察などで構成する「除雪連絡会議」を新たに設置し、地域毎の除雪体制の連携強化を図る。

### ② 大雪災害時において道路情報をわかりやすく提供

- ◇ 大雪災害では、日本道路交通情報センターの「災害時情報提供サービス」を活用し、道路情報の提供について一元化を図る。

### ③ 大雪災害時における少雪地域の除雪機械不足への支援

- ◇ 県は、大雪災害時に必要に応じて豪雪地域の除雪機械を少雪地域へ応援派遣を行う。
- ◇ 県は、地域住民による歩道除雪を支援するため、貸出用の歩道除雪機の増強を行う。

### ④ 緊急時における排雪場所をあらかじめ設定

- ◇ 建設事務所毎に設置した「除雪連絡会議」を通して、地域毎に国や市町村と調整のうえ事前に排雪場所を設定し情報共有を行う。

### ⑤ 緊急時における地域内交通の確保

- ◇ 県は、地域の基軸となる緊急確保路線に加え、各建設事務所に設置した「除雪連絡会議」においてバス路線などを除雪優先路線に設定し、大雪災害時において優先して除雪対応を行う。

### ⑥ 市町村道と県管理道路及び県境域での除雪体制を強化

- ◇ 県は、大雪災害時に一部の路線で市町村道と県管理道路及び隣接県と相互除雪を行う。
- ◇ 県は、一部の地域においてエリア単位で除雪業務を委託する共同体方式を試行し、除雪体制の強化を図る。

### ⑦ 滞留車両の発生を抑制

- ◇ 県は、各道路管理者及び交通管理者と連携し、初期の交通規制による早期除雪を実施する。
- ◇ 県は、各道路管理者と連携し、スタック車両の処理のために除雪及び牽引車両について弾力的な配置を行う。
- ◇ 県は、各道路管理者と連携し、大雪災害時にはあらゆる媒体を活用した広報を行う。
- ◇ 県は、幹線道路連絡会議を通してスタック車両の予防のため、雪道装備の徹底について関係団体への要請を行う。
- ◇ 県は、各道路管理者と連携し、事前に車両の待避スペースを設定し、「除雪連絡会議」を通して情報共有を行う。
- ◇ 県は、各道路管理者及び交通管理者と連携を円滑に行うため、緊急確保路線のうち滞留車両が発生する恐れのある、通行規制を踏まえた区間を設定し、大雪災害時の除雪対応を行う。

## 6 鉄道の運行確保

○東日本旅客鉄道株式会社長野支社の運行確保

### 1 雪害対策の基本方針

雪害時の対応として、平成25年度の雪害の反省等を踏まえ、中央、篠ノ井線での異常降雪に対応するために除雪機械の配置・運用の変更を行いました。地域住民の足を守り、お客さまの輸送確保という観点にたって、可能な限りの機械力による除雪作業を行い、安全で安定した鉄道輸送に努め、安心してお客さまにご利用いただけるよう、雪害時の輸送確保に尽力してまいります。

このため、的確な気象情報の把握により、適時適切な運転規制を行い、常に早めの除雪体制を構築するとともに、通勤通学やレジャー（スキーパー）でお客さまのご利用が多い列車については、極力運転を確保することとします。

その他、地元市町村とも事前に打ち合わせを行い、日頃の連絡協力体制を密にして除雪作業等についての協力を得るなど、安全な輸送の確保に努めます。

### 2 線路除雪実施要領

除雪作業には除雪機械等を適正配備し、機械による除雪と人力による除雪の総力を結集してあたります。

#### （1）初動体制

気象情報と各線区の降雪状況の的確な把握に努め、部内関係箇所と連絡を密にし、時期を失すことなく早期に除雪を実施します。

#### （2）機械除雪

初期除雪の時期から除雪機械（MCロータリー、MCラッセル等）を最大限に活用し、状況に応じて使用順序、時期等に留意して中央東線、篠ノ井線へMCロータリーを他線区から運用します。

○除雪機械の配備は下記によります

線名	MCロータリー		投排雪保守用車	
大糸線	篠場	2台	信濃森上	1台
	南小谷			
飯山線	桑名川	2台	飯山	1台
	森宮野原			
篠ノ井線 信越線	塩尻	2台		
	川中島			
小海線	信濃川上 (小淵沢)	2台		
計	8台		2台	

(3) 人力除雪

輸送の確保が困難な状況が発生した場合は、支社内の社員を動員し、人力除雪を行いますが、これによって事態の収拾を図れないときは、状況に応じて自治体等の協力を要請する場合もあります。

(4) 踏切道の保安体制

冬季踏切道の安全を確保するため、地元市町村、警察、道路管理者と協議して、踏切利用度に応じて踏切道の通行止め・車禁等、踏切道の見合った交通規制を行うとともに、早期の踏切除雪により安全を確保します。

3 雪害時の列車運転規制

降雪状況に応じて線区の実態に即した運転規制を的確に行い、本線の輸送を確保することを基本とします。

○長野電鉄株式会社の運行確保

降雪時の運行確保について次の対策を講じる。

1 列車運行の確保

- (1) 降雪時には、予め設定してある除雪用ダイヤにより、軌道モーターカーロータリーを運行し、除雪に努め、列車の定時運行を確保する。
- (2) 多雪地域の駅員無配置駅へ速やかに除雪作業員を手配するとともに、雪害等による応急復旧についても迅速に係員を召集して対応する。
- (3) 駅構内の主要転てつ器に設備されている電気融雪器により、着雪時等の転てつ器の転換不良を防止し、列車運行の円滑化を図る。

2 その他

- (1) 積雪等の状況を的確に把握、対策会議において運行確保方法を再確認し、各部署に対し万全を期すよう周知する。
- (2) 夜間や休日についても、情報一斉送信システムにより個人に遅滞なく情報を伝達し、迅速な対応に努める。
- (3) 踏切道の安全な通行を確保するため、踏切の除雪体制を整える。
- (4) 積雪や降雪状況に応じて運転規制等を的確に行うとともに、利用者に対する情報発信を迅速に行う。

## ○しなの鉄道株式会社の運行確保

### 1 雪害対策の基本方針

冬期における北しなの線の安全・安定輸送を確保するため、列車運行や除雪などについて全般的な体制を整備するとともに、迅速かつ確実な対処策を実施する。

### 2 除雪体制

#### (1) 降雪状況の把握と予測

- ・列車巡視や運転士・駅からの情報及び監視カメラにより、降雪・積雪情報を把握する。
- ・気象情報や気象予報については、外部気象情報提供会社と契約し情報を取得する。
- ・以上の情報については、指令・運輸区・技術センター・駅・本社で共有し、迅速かつ確実な対応に結び付ける。

#### (2) 昼間時間帯の計画除雪

- ・架線の雪、分岐器の雪、側雪などの一斉除雪が必要な時及び降雪状況などから、前日の15時に発表される外部気象情報提供会社の情報をもとに除雪の要否を判断し、技術センター豊野派出所長と運転課長と協議して間合いを確保して実施する。

#### (3) 線路除雪

- ・線路除雪は、モーターカー・ロータリー(以下 MCR)により夜間時間帯に実施することを基本とする。

#### (4) 踏切道の保安体制

- ・冬期踏切道の安全を確保するため、地元市町村、警察、道路管理者と協議して、踏切利用度に応じて踏切道の通行止め等交通規制を行うとともに、早期の踏切除雪により安全を確保する。

### 3 列車運行

- ・指令は乗務員からの降積雪状況や外部気象情報提供会社等の気象情報を基に、今後の状況を見極め、列車の運転が困難と思われる場合と、設備の除雪を行う場合は、関係する各機関と協議調整の上、計画運休区間・列車を決定し、お客様周知や駅頭掲示を行う。

### 4 列車運行情報の提供

- ・鉄道ファックスや運行情報表示装置、インターネット等の情報をもとに、駅窓口において列車の運行状況を提供する。
- ・中間駅の窓口不在時間においては、豊野駅からの遠隔放送により対応を行う。

## 7 バスの運行確保

### ○長電バス株式会社の運行確保

長電バス株式会社は、冬期の安全運行を確保するため、次の対策をする。

#### 1 事故防止委員会

冬期事故防止委員会を設置し、降雪、積雪、凍結道路における交通事故防止のため、運転士の教育指導に努める。

#### 2 雪害対策

特別豪雪地帯に指定されている関係市町村と雪害対策について打ち合わせを行い、緊急体制の準備として道路管理者並びに除雪オペレーターとの連絡を緻密にして、バス運行の確保に努める。

#### 3 情報連絡の強化と応急対策

- (1) 乗合バス課において気象情報を把握し、業務組織体制をもって指示伝達を図る。
- (2) 緊急かつ豪雪の災害においては、その都度災害対策本部の組織をもって対処する。

#### 4 道路状況の把握

積雪・凍結等の道路情報を出発前に出来る限り把握し、運転士に適切な指示を行うと共に、走行車両には無線にて連絡を取り、安全運行を確保する。

#### 5 誘導員の体制

志賀高原及び野沢温泉地域において、道路構造上バック誘導等必要な場所に誘導員を常駐し、安全輸送の確保を図る。

#### 6 その他特記事項

計画的にスタッドレスタイヤへの移行を早めると共に、上記5項目の徹底を図る。

## ○アルピコ交通株式会社の運行確保

### 1 計画の要点

冬季におけるバスの運行の確保について、アルピコ交通株式会社は次の対策を講じる。

- (1) 雪害対策本部（事故防止委員会・運行管理者で構成）を長野営業所に設置し、冬期間におけるバスの運行確保と交通事故防止の為、乗務員の教育指導と雪害対策に万全を期すよう努める。
- (2) 雪害対策本部において、気象状況、積雪状況、道路状況等を把握し、各営業所運行管理者に指示伝達を行い、バス運行の安全確保に努める。  
また、「異常気象時の措置基準」に従い最大限の運行を確保する。
- (3) 豪雪地域（北安曇・大町大北地域）及び山岳路線等あらかじめ危険の予測される地域には薬剤散布、確認ポール等の設置を含め、関係市町村、道路管理者と緊急時の対策等の打合せを行い、雪害防止に努める。
- (4) 豪雪地域、山岳路線、各スキー場への道路については、路線パトロールを実施するとともに長野営業所長、運行管理者と道路管理者及び除雪委託業者との連絡を密にし、最大限の安全運行の確保と事故防止に努める。
- (5) 雪害対策本部における各営業所の巡回を強化し、各構成員が乗務員に個別指導を行い、冬期道路の危険性を認識させ事故防止に努める。

### 2 本年度特に重点をおいて実施する事項

- (1) 雪害対策本部による各営業所の巡回。
- (2) 本年11月中に雪害対策本部による危険箇所の事前パトロールを実施。
- (3) 危険と思われる箇所は営業所ごとに、予め写真を掲示し注意を喚起する。

## 8 電力の確保

中部電力パワーグリッド株式会社は、雪害の発生が予想される地域において、電力を確保するため次の対策を講ずる。

### 1 予防対策

#### ア 冠雪落とし（配電線関係）

大雪警報が発令された場合等に冠雪状況の現場調査を行い、その調査結果から冠雪落としを実施する。

また、冠雪落としにあたっては、必要により応援要員の派遣を実施する。

#### イ 倒木対応（配電線関係）

設備巡視およびお客さまからの通報等により配電線への倒木が発見された場合の除去作業を実施する。

#### ウ 電気事故防止 PR

雪害に伴う断線、電柱の倒壊・折損、冠雪落下等による公衆災害事故を未然に防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて一般公衆に対する広報活動を実施する。

### 2 施設強化

#### (1) 配電線関係

##### ア 電線の太線化

##### イ 難着雪電線の使用

##### ウ 支持物の強化

##### エ 冠雪対策装柱の採用

##### オ 雪害対策ガードの採用

#### (2) 送電線関係

##### ア 難着雪電線の使用

##### イ 支持物の耐雪強化設計および耐雪構造の採用

##### ウ 着雪・冠雪を考慮した装柱の採用

##### エ 相間スペーサおよびルーズスペーサの採用

#### (3) 変電所関係

##### ア 変電所の耐雪設計および滑雪屋根の採用

##### イ 電気設備の屋内化およびガス絶縁開閉装置等採用による露出充電部隠ぺい化の実施

##### ウ 構内巡回路・機器回りの変圧器排熱利用、融雪池（溝）ロードヒーティング等の融雪設備の設置

##### エ 機器の架台高上げ、融雪装置または防雪カバー・防雪ファンの設置

#### (4) 通信設備関係

マイクロ波無線用空中線へのレドーム取付け、反射板への着雪防止塗装の実施

### 3 その他

停電復旧作業において、必要により以下の対応について関係機関に協力を要請する。

#### ア 道路上の倒木除去（自治体）

#### イ 積雪により車両の進入が困難な道路の除雪作業（自治体）

#### ウ 主要道路等で倒木による停電が発生した場合の復旧工事における交通誘導（警察）

## 9 通信の確保

NTT 東日本株式会社長野支店は降雪期における通信の確保について次の対策を講ずる。

### 1 所外系設備

- (1) 倒木による架空ケーブル被害防止のため、降雪期前に危険箇所等の事前伐木を行い予防に努める。

また、降雪期においては、パトロール、お客様からの申告、監視により倒木による通信設備への影響があった場合は、伐木等の除去作業を実施する。

- (2) 降雪時の架空ケーブル被害防止のため、パトロール強化を図り、通信設備の冠雪状況を把握し、必要により雪落とし等の対策を行う。

また、各交換所ビルについても、積雪状況を把握し、雪下ろし等の作業を実施する。

- (3) 地下ケーブル凍結故障防止のため、必要な区間についてケーブル管路へ凍結予防対策を行う。

### 2 所内系設備

- (1) 高床式の交換機基礎台の設置を行う。

- (2) 積雪による交換所ボックス倒壊防止施策を実施する。(大北／飯山地域)

- (3) 雪害による交換所ビル孤立化防止のため、中継ルートの二重化を実施する。

- (4) 商用停電に備え、給電保持時間の長時間化(重要ビル 72 時間化、その他のビル 24 時間化)を実施するとともに移動電源車の点検整備を行う。

### 3 その他

- (1) 所外系・所内系各通信設備については、降雪期前に巡回点検整備を行い雪害防止に努める。

- (2) 豪雪時にはグループ会社と連携を図り、迅速に現地情報を収集して早期対策を行い通信サービスの確保に努める。

- (3) 通信設備が大規模に被災した場合、近隣パートナー支店の協力により早期復旧に努める。

- (4) 降積雪期の保全作業ノウハウ継承のための訓練を継続的に行う。

## 10 豪雪地帯の防災対策

特別豪雪地帯住宅除雪支援事業（市町村、企画振興部地域振興課）

特別豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項）に指定された市町村で、屋根等の除排雪を実施できない高齢者世帯、傷病・障がい者世帯等で市町村が必要と認めた世帯に対し、住宅除雪支援員を派遣し、日常生活の用に供する家屋や物置、車庫等の屋根等の除排雪及び住居から生活道路までの通路を確保するための除排雪を実施する。

対象市町村	補助率	補助限度額	実施主体
特別豪雪地帯 指定市町村 (10市町村)	市町村が補助 するのに要し た経費の 1／2以内	日常生活の用に供する家屋等の屋根等 の除排雪作業（雪下ろしに伴う住居か ら生活道路等までの除排雪を含む） 1件当たり8,000円以内 (1人1日当たりの作業時間： おおむね8時間)  屋根の雪下ろしを伴わない、住居から 生活道路までの通路を確保するための 除排雪 1世帯当たり5,000円以内 (当該年度1世帯当たりの作業上限： 10時間)	市町村

## 11 豪雪地帯の福祉対策

### 1 雪処理における連帶体制の整備（市町村、健康福祉部）

「災害時住民支え合いマップ」づくりの手法を用いて、屋根の雪下ろし・周囲の雪片付等に不安のある高齢者世帯等を予め把握し、地域で連携して応援する体制を整える。

### 2 除雪ボランティアの活動環境の整備（長野県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、健康福祉部）

豪雪による被害が発生した場合又は被害の発生が予想される場合に、長野県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会に「災害ボランティアセンター」を設置し、除雪等を行うボランティアの募集、情報発信、広域調整等を実施する。

また、いざ豪雪という時のボランティアの確保を容易にするため、日頃から地域資源の活用や雪かき体験により、学生・企業・団体などのボランティア希望者との交流を積極的に進める。

### 3 生活困窮者に対する貸付金制度（健康福祉部、県民文化部）

#### (1) 生活福祉資金（福祉資金）

低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯が、雪等による災害が原因で家財・住宅が損壊した場合、低利で生活資金を貸し付け、世帯の自立を支援する。（貸付上の目安：150万円、据置期間：6ヶ月以内、償還期間：7年以内、年利：無利子（連帯保証人有り）、1.5%（連帯保証人無し））

#### (2) 母父子寡婦福祉資金

母父子寡婦世帯が、雪等による災害が原因で住宅が損壊した場合、低利で住宅資金を貸し付け、世帯の自立を支援する。（貸付限度額：200万円、据置期間：6ヶ月、償還期間：7年以内、年利：無利子（連帯保証人有り）、1.0%（連帯保証人無し））

## 12 豪雪地帯の医療対策

### 1 へき地診療所等の支援

#### (1) へき地診療所等の支援

へき地豪雪地帯における住民の医療を確保するため、市町村等が設置しているへき地診療所の運営に赤字が生じているものに助成し、医療提供体制の確保に努める。

(参考)へき地診療所の助成状況

市町村名	診療所名	設置年度	備考 (R4 補助実績)
松本市 (安曇)	松本市安曇大野川診療所	S 4 5	運営費補助
野沢温泉村	野沢温泉村市川診療所	S 3 7	〃
信濃町	町立古海診療所	S 3 5	〃
計	3か所		

※豪雪地帯に所在する 11 か所のへき地診療所のうち、へき地診療所運営費補助したもの。

(当該補助金は「国民健康保険直営診療所」は対象外)

#### (2) 医師確保対策

県医師会、県国保連等関係団体と連携を図りながら、「ドクターバンク」事業などにより、豪雪地帯等に勤務する医師をあっせんし、医師の確保に努める。

### 2 患者輸送車の整備支援

へき地豪雪地帯における患者を最寄りの医療機関に輸送するため、市町村のへき地患者輸送車整備に助成し、医療提供体制の確保に務める。

(参考)患者輸送車整備補助実績

市町村名
飯山市、飯田市(南信濃)、松本市(安曇)、大町市(美麻)、小谷村、野沢温泉村、小川村、長野市(信州新町)、長野市(戸隠)、長野市(鬼無里)

## 13 豪雪地帯の農作物対策

### 1 対応方針

農作物等災害対策指針に基づき、雪害・寒害の未然防止について、県ホームページやメールマガジン等で周知する。

災害が発生した場合には、被害の把握に努め、農業生産等の確保を図るため、県が発する技術対策に基づき、生産者団体と連携した技術指導を行う。

必要に応じ、農作物残雪対策事業により消雪対策についての支援を行う。

### 2 予防・応急対策

- (1) 水稻、麦、果樹、野菜、花き及び飼料作物等に対する予防技術の指導を行う。
- (2) 雪害に対処するため、水稻、麦、果樹、野菜、花き及び飼料作物等に対する必要な応急対策技術の指導を行う。
- (3) 積雪による園芸施設等の農業用建物の崩壊を防止するよう指導する。

### 3 農作物残雪対策事業

#### (1) 目的

残雪による農作業の遅延を未然に防止し、残雪多量地域における農業生産の安定確保を図るため、市町村が行う融雪促進対策等を支援する。

#### (2) 事業内容

消雪剤購入事業、除雪用ブルドーザー借上げ事業等

#### (3) 補助率

10分の5以内

#### (4) 発動基準

3月20日現在の残雪が長野地方気象台飯山地域気象観測所または小谷地域雨量観測所の測定値で、おおむね100cmを超えた場合等

#### (5) 補助対象市町村

3月20日現在の積雪量が、市町村役場付近で30cmを超える市町村等

## 14 豪雪地帯の森林・林業対策

### ○中部森林管理局の対策

#### 1 実施方針

「農林水産省防災業務計画」及び「中部森林管理局防災業務計画」に基づき、災害の発生防止、災害が発生した場合の対策等について、関係機関の行う防災活動及び復旧活動と調整を図り、適切な措置を講ずるものとする。

#### 2 雪害予防対策

林道等の点検を実施し、危険箇所については関係者に周知する。

特に、沿線住民等が使用する林道については、地元関係機関と連絡を密にし、通行管理等により事故防止に努める。

#### 3 雪害応急対策

災害復旧用材

災害時に必要に応じて迅速に供給できるよう努める。

#### 4 災害復旧対策

国有林野事業関係において雪害が発生し、地元住民の生活に関わる場合には、関係機関と連絡を密にし、速やかな復旧に努める。

## ○県（林務部）の対策

県林務部は豪雪地帯の森林・林業対策事業を次のとおり実施する。

### 1 防災林造成事業等の実施

なだれによる公共施設及び人家等への被害を未然に防止するため、過去になだれが発生した箇所及び発生するおそれのある箇所に「防災林造成事業」等を実施している。

### 2 なだれ防止保安林の管理となだれ危険箇所の点検

なだれ防止保安林の指定目的達成のため、森林施業の制限や森林整備を実施している。また、なだれ危険箇所の点検をして災害の未然防止に努める。

長野県林務部が所管する  
「なだれ危険箇所」は 200 箇所  
「なだれ防止保安林」は 239 箇所 510ha が指定されている。

### 3 特用林産施設（きのこ栽培施設）

豪雪が予想される場合は、ハウス設備を所有する生産者に対して、「13 農作物の雪害・寒害対策 2 予防対策」に準じ、ハウスの倒壊等を防ぐための対応について周知するとともに、災害が発生した場合には、被害の把握に努め、特用林産物の生産等の確保を図るため、技術対策の発出や、農政部と連携し、特用林産地振興総合対策事業等による支援を行う。

## 15 雪崩対策等

県 砂防事業

1 雪崩対策事業（交付金事業）

施行箇所	事業内容
北安曇郡小谷村 下寺	雪崩予防柵工 L=66m
北安曇郡白馬村 飯森	雪崩予防柵工 L=104m

2 雪崩対策事業（県単独費事業）

施行箇所	事業内容
北安曇郡白馬村 みそら野	雪崩対策工 L=85m

## 県 道路事業

## 1 雪寒・防雪（交付金事業）

路線名	施工箇所		事業内容	
(主) 飯山野沢温泉線	下高井郡木島平村	中村	無散水消雪施設工	L=42m
(一) 黒姫（停）線	上水内郡信濃町	黒姫駅前	無散水消雪施設工	L=100m
(主) 飯山野沢温泉線	下高井郡野沢温泉村	新田	無散水消雪施設工	設計

## 2 雪寒・凍雪害（交付金事業）

路線名	施工箇所		事業内容	
(国) 292号	下高井郡山ノ内町	十二沢	堆雪帶設置工	L=180m

## 3 克雪対策事業（県単独費事業）

路線名	施工箇所		事業内容	
(国) 148号	北安曇郡白馬村	白馬町	電気制御盤更新工	2基
(主) 上越飯山線	飯山市	戸狩	無散水消雪施設工	L=45m
(主) 飯山妙高高原線	上水内郡信濃町	熊坂	無散水消雪施設工	設計

## 16 建築物に対する豪雪対策

建設部は、多雪区域内にある建築物を重点に、次の安全対策を講ずる。

### 1 実施方針

雪害による建築災害を防止するため、建築物の所有者、管理者等に対し、安全対策の周知徹底を図る次の事業を実施する。

### 2 事業

#### (1) 建築物の維持保全の確保

旅館等の宿泊施設、体育館等不特定多数の者が利用する建築物及びホール等大スパンを有する建築物の所有者、管理者等に対し、建築物の維持保全計画の作成（建築基準法第8条第2項）及び定期報告（同法第12条）の実施について周知徹底を図る。

また、同法施行令第86条第6項により、雪おろしを条件として積雪荷重を低減して設計された建築物の所有者等に対する「建築物の積雪荷重に関する制限」の表示プレートの提示を徹底し、表示された積雪量に対応した雪おろしの励行を指導する。

#### (2) 雪害防止のための広報活動

雪おろしによる建築物の雪害防止について、HP等による安全対策の周知を図る。

#### (3) 建築物の訪問指導の実施

建築物防災週間等の機会を通じて、不特定多数の者が利用する建築物の防災査察等を実施し、雪害防止のための指導を行う。

#### (4) 克雪住宅普及促進事業

① 目的 豪雪地域に暮らす住民の雪下ろしによる身体的負担の軽減や作業中の転落事故等を未然に防ぐため、市町村が行う住宅の克雪化への支援に対し、県がその費用の一部を補助することにより、雪下ろし作業を不要とする克雪住宅の整備並びに転落事故防止を促進する。

② 対象地域 特別豪雪地帯(豪雪地域対策特別措置法により指定された10市町村)

#### ③ 対象住宅

融雪型 (新築・増築 ・改築、改修)	放熱方式	屋根に設置した温水を循環させるパイプやパネル、電気ヒーター等の放熱により融雪する方式
	温風方式	屋根裏空間や屋根を温風で暖め融雪する方式
自然落雪型 (改修のみ)		人力によらず落下させる屋根構造により自然落雪させる方式 (H28～拡充)
雪下ろし型 (改修のみ)		雪下ろし作業の安全性を確保するための措置を講じる方式 (R1～拡充)

④ 助成金額 ※【】高齢者世帯等の場合は、補助率・限度額とも嵩上げ

	融雪型	自然落雪型	雪下ろし型
補助率	1／4【1／3】	1／4【1／3】	2／3
限度額	75万円【90万円】	60万円【70万円】	20万円

## 17 豪雪地帯の授業確保及び文化財保護等

### 1 県立学校の対策（教育委員会）

#### (1) 始終業時刻の変更措置

学校長は、天候の急変に際し、教育委員会と密接な連絡の上、正課の始終業時刻の繰上げ・繰下げ等、適切な変更措置をとる。

#### (2) 学校運営の対応

豪雪による交通機関の停止又は遅延に際しては、遠隔地通学児童生徒等の実態を踏まえ、授業の繰替え、始終業時刻の変更等、学校運営について弾力的に対応する。

このため、交通機関等と連絡を密にし、交通情報の早期収集に努めるとともに、保護者との連絡態勢を整える。また、スクールバスの運行についても、バス通学生の保護者と連絡を密にする。

#### (3) 人命の保護

山間部から通学する児童生徒等の生命保護のため、なだれ発生のおそれがあるときは、気象情報を伝達するなど事故防止に努める。

また、校舎等の屋根からの雪氷の落下による危険防止に努める。

#### (4) 学校施設の防護等

ア 降雪が一定量を超えると屋根、軒先等が損壊するおそれがあるので、これを防止するため、時機を逸することなく雪おろしを実施するとともに、定期的に施設点検を実施し、危険箇所の補強修理、施設の壁面や基礎等を防護するための雪囲いを行う等の処置を講ずる。

なお、施設の雪おろしを行ういとまがない場合は、当該施設の使用を一時禁止する等の措置を講ずる。

イ 施設の改築及び新增築にあたっては、豪雪を考慮したものとする。

ウ 緊急における消防車・救急車などの進入通路及び避難経路・避難場所の確保に配慮する。

### 2 市町村立学校の対策（教育委員会）

児童生徒が安心して学習に専念するために、市町村教育委員会に対して、県立学校の対策に準じた措置を講ずるよう助言する。

### 3 文化財保護（県民文化部）

表1に掲げる文化財については、積雪量が多くなると破損損壊の危険があるので、雪おろし雪囲い等の処置を講ずるよう、それぞれの所有者に対して指導する。

表 1

所在市町村名	文化財の種類及び名称	
飯山市	重文	健御名方富命彦神別神社末社若宮八幡神社本殿、小菅神社奥社本殿、白山神社本殿
	文化的景観	小菅の里及び小菅山の文化的景観
	県宝	小菅の講堂、小菅の護摩堂、小菅の仁王門
	県史跡	恵端禪師旧跡正受庵
栄村	県宝	阿部家住宅
信濃町	史跡	小林一茶旧宅
小川村	県宝	高山寺三重塔
山之内町	重文	佐野神社本殿
長野市	重文	葛山落合神社本殿、白髪神社本殿
	重伝建	長野市戸隠伝統的建造物群保存地区
	県宝	葛山落合神社境内諏訪社社殿、旧長野県師範学校教師館、旧ダニエル・ノルマン邸、南方神社本殿
	県史跡	戸隠神社信仰遺跡 宝光社・中社・奥社
大町市	国宝	仁科神明宮
	重文	若一王子神社本殿、盛蓮寺觀音堂、旧中村家住宅 主屋・土蔵
	県宝	若一王子神社三重塔、若一王子神社觀音堂及び宮殿、天正寺三重小塔、靈松寺山門
安曇野市	重文	曾根原家住宅、松尾寺本堂
白馬村	重文	神明社
	重伝建	白馬村青鬼伝統的建造物群保存地区
小谷村	県宝	大宮諏訪神社本殿、旧千國家住宅

## 18 県警察の豪雪等災害対策

県警察の豪雪等災害対策は、次のとおりとする。

### 第1 基本方針

豪雪等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立し、関係機関との密接な連携の下に諸対策を推進し、住民の生命及び身体の保護を第一とした警備活動に努めるものとする。

### 第2 豪雪等による災害発生時の警備対策

#### 1 事前の措置

##### (1) 危険地域等の調査

雪崩災害危険箇所、地すべり災害危険箇所における危険地域の状況、被害予想規模等を事前に調査するとともに避難場所、避難路等を把握し災害発生時に活用する。

##### (2) 警備体制等の確立

豪雪等による災害の諸対策を推進するため警備体制を整備するほか、関係機関との協力体制の確立に努める。

##### (3) 事前情報の収集と広報等

豪雪等による災害の発生地及び発生が予想される地域における情報の収集と、関係者への伝達・広報を行う。

#### 2 災害発生時の措置

##### (1) 被害実態の調査と警戒

豪雪等による災害発生地域、又は発生危険地域について関係機関と連携して、その被害状況を把握し、必要により巡回、駐留等により被災地の警戒を実施する。

交通が途絶し、地上からの警戒等が困難な場合については、航空機により上空からの警戒を実施する。

##### (2) 関係機関との協力による避難措置

雪崩等により、人の生命身体に危害の及ぶおそれのある場合は、関係機関と密接に連携し、市町村の行う「避難指示」に対する必要な助言を行い、協力して避難誘導にあたる。

##### (3) 被災者の救出救助活動

豪雪等による災害発生地に警察官を出動させ、被災者の迅速な救出救助活動を行うほか、必要により先遣隊等の救助部隊を投入し対処する。

(4) 航空機の運用による孤立地対策

豪雪等による災害により孤立化した地域において、航空機を運用してその実態を把握し、救出救助活動にあたるほか、医療関係者・緊急物資等の搬送を行う。

3 災害発生後の措置

(1) 犯罪の予防及び取締り

豪雪等による災害発生地域における警戒を強化し、不法事案発生の予防及び取締りを行う。

(2) 行方不明者の捜索活動等

豪雪等の災害による行方不明者の捜索、遺体の収容・見分等を行う。

(3) 広報の実施

豪雪等による災害の状況、復旧措置の状況、今後の見通し、被災者の収容状況等の広報を行う。

(4) 関係機関との協力

その他、関係機関が行う応急対策、救護活動等に協力する活動を行う。

第3 交通対策

1 交通情報収集体制の強化

災害による交通障害情報を早期に収集するとともに、交通管制センター等で把握して必要な交通対策が総合的に講じられるよう交通情報収集体制を強化する。

2 交通規制等の早期実施

(1) 道路管理者に対する早期除雪及び通行止の要請

雪による交通障害の発生が予想される場合は、道路管理者に対して、早期に除排雪及び通行止が行われるよう要請する。

(2) 交通規制の実施

現に雪による交通障害が発生し、道路管理者による交通規制が実施されていない場合は、速やかに警察署長権限による交通規制を実施し、さらに事態が切迫している場合には、現場の警察官による交通規制を実施する。

(3)迂回誘導等による交通総量の抑制

必要により災害発生地に通ずる主要道路の交通要点において交通検問を実施し、迂回誘導等必要な措置を講ずるとともに交通総量の抑制を図る。

3 交通情報等の広報の実施

豪雪等の災害による交通障害情報と交通規制情報については、交通管制センター等を通じてラジオ・テレビ等により広報するほか、交通情報板による情報提供を実施する。

また、豪雪等により車両の走行が不能又は危険になることが予想される場合は、外出の自粛やタイヤチェーンの早期装着等について道路管理者との連携を図り、道路利用者に正確な情報提供を行う。

## 【 参 考 】

# 長野県雪対策連絡会議設置要綱

## (目的)

第1 雪による障害の克服及び雪の利用について連絡調整、意見交換をし、雪対策の総合的推進を図るため、長野県雪対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

## (組織)

第2 連絡会議は、議長及び別表の構成機関の職員をもって組織する。

2 議長は、危機管理部長とする。

3 議長が必要と認める場合には、別表の構成機関の職員以外の者を会議に出席させることができる。

## (会議)

第3 連絡会議は、必要に応じ議長が招集する。

## (部会)

第4 連絡会議は、特定の事案について連絡調整、意見交換するため、部会を置くことができる。

2 部会の設置、組織及び運営に関し必要な事項は、議長が連絡会議に諮って定める。

## (庶務)

第5 会議の庶務は、危機管理部危機管理防災課が行う。

## (その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し、必要な事項は、議長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、昭和62年12月2日から施行する。

**別表 長野県雪対策連絡会議構成機関**

構 成 機 閣	
(関 係 機 閣)	(県 機 閣)
長野地方気象台	危機管理部危機管理防災課
林野庁中部森林管理局	企画振興部総合政策課
国土交通省関東地方整備局長野国道事務所	企画振興部地域振興課
国土交通省中部地方整備局飯田国道事務所	総務部人事課
陸上自衛隊第13普通科連隊	県民文化部県民政策課
東日本高速道路株式会社	健康福祉部健康福祉政策課
中日本高速道路株式会社	環境部環境政策課
NTT東日本株式会社長野支店	産業労働部産業政策課
日本赤十字社長野県支部	観光スポーツ部山岳高原観光課
中部電力パワーグリッド株式会社長野支社	農政部農業政策課
東日本旅客鉄道株式会社長野支社	林務部森林政策課
長野電鉄株式会社	建設部建設政策課
しなの鉄道株式会社	建設部道路管理課
長電バス株式会社	建設部建築住宅課
アルピコ交通株式会社	企業局
株式会社関電アメニックス	教育委員会事務局教育政策課
おんたけ交通株式会社	長野県警察本部山岳安全対策課
一般社団法人長野県観光機構	長野県警察本部交通規制課
一般社団法人長野県建設業協会	長野県警察本部警備第二課
公益社団法人長野県建築士会	上田地域振興局
一般社団法人長野県商工会議所連合会	松本地域振興局
長野県商工会連合会	北アルプス地域振興局
長野県農業協同組合中央会	長野地域振興局
	北信地域振興局
	上田建設事務所
	松本建設事務所
	安曇野建設事務所
	大町建設事務所
	須坂建設事務所
	長野建設事務所
	北信建設事務所
	計 54機関

## 雪に関する情報の提供先一覧

情報の種類	提 供 先	電 話 等	取扱い時間	備 考
災害情報	長野県 危機管理防災課 代表電話 県現地機関 防災関係機関 市町村	026-235-7184 026-232-0111	平日 9:00~16:30 24H	
気象情報 天気予報ほか	長野地方気象台 新聞、テレビ、ラジオ	03-5422-1018	24H	
道路交通情報 通行止め 速度規制 チェーン規制 渋滞状況ほか	日本道路交通情報センター（長野センター） 各道路管理者 (国道事務所、建設事務所、市町村、 公社、高速道路㈱) ラジオ（NHK、SBC、FM長野） 道路交通情報板－県内の国道、県道～設置	026-244-0011	24H 勤務時間内	
列車の運行情報	J R 東日本長野支社 各駅 長野電鉄 各駅 しなの鉄道 お客様センター 本社 アルピコ交通 新島々駅	広報 026-224-5304 各駅 鉄道事業部 026-248-6001 各駅 お客様センター 0268-21-3470 本社 0263-26-7003 新島々駅 0263-92-2511	9:00~18:00 24H 8:30~17:30 勤務時間内 平日 8:30~17:30 土日祝日 9:00~12:00 13:00~17:00 24H 24H	
バスの運行情報	長電バス 各営業所 アルピコ交通 各営業所	本社 026-295-8008 各営業所 長野営業所 026-254-6000 各営業所	9:00~18:00 勤務時間内 24H 24H	
電力の被害状況 (停電情報)	中部電力パワーグリッド 各営業所	長野支社 026-232-9060	8:30~17:10 24H	
通信の被害情報	N T T 東日本	長野災害対策室	026-225-4389	24H
観光情報	(一社) 長野県観光機構		026-219-5271	8:30~17:15 勤務時間内

**令和7年度長野県雪害予防実施計画**

**令和7年11月発行**

発行・編集 長野県危機管理部危機管理防災課

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2

TEL 026-235-7184 (直通)

FAX 026-233-4332 (直通)

E-mail [bosai@pref.nagano.lg.jp](mailto:bosai@pref.nagano.lg.jp)



しあわせ信州